岡山県工事検査の手引

目　　次

１　検査規程等
　１－１　岡山県工事検査規程
　１－２　中間検査実施要領（工期中間検査に適用）
　１－３　段階確認の取り扱い
　　【別表】段階確認項目
　１－４　低入札価格工事における監督検査の強化
　１－５　現場施工体制等の確認
　　１）実施要領
　　２）処理要領
２　検査基準
　２－１　土木工事検査基準
　　【別表１】適正な施工体制の確保
　　【別表２】契約図書等の履行状況
　　【別表３】施工計画書記載事項
　　【別表４】工事実施状況
　　【別表５】出来形寸法検査基準
　　【別表６】品質検査基準
　２－２　検査結果の処理
　２－３　参考資料
　　１）割石、雑割石、野面石又は雑石
　　２）捨石
　　３）コンクリートの圧縮強度
３　成績評定
　３－１　岡山県建設工事成績評定及び通知要領
　３－２　工事成績採点表及び考査項目別運用表（土木工事用）
　３－３　工事成績採点表及び考査項目別運用表（公共建築工事用）
４　検査事務処理要領
　４－１　検査の事務的手続
　　１）しゅん功検査
　　２）材料検査
　　３）出来形検査
　　４）中間検査

　４－２　検査事務処理の経路（フロー）
　　１）しゅん功検査
　　２）出来形検査
　　３）中間検査
　　４）修補を指示する工事の処理

　４－３　検査事務処理の様式

　４－４　工事検査補助業務実施要領

１．検査規程等

１－１　岡山県工事検査規程

（昭和４１年　４月　１日岡山県訓令第１６号）

改正：昭和４３年　４月　１日訓令第　２号

昭和４４年　７月１５日訓令第１２号

昭和４５年　６月２３日訓令第１１号

昭和４５年　８月２５日訓令第１５号

昭和４７年　４月　１日訓令第　５号

昭和４８年１２月　７日訓令第１４号

昭和４９年　７月　１日訓令第２８号

昭和４９年１１月２８日訓令第３０号の２

昭和５０年　５月２３日訓令第１２号

昭和５２年　４月２６日訓令第１１号

昭和５６年　４月　１日訓令第３９号

昭和５７年　４月　１日訓令第１７号

昭和５７年　９月２４日訓令第２２号

昭和６０年　４月　１日訓令第　８号

昭和６０年１２月１７日訓令第１５号

昭和６１年　４月　１日訓令第１１号

昭和６３年　２月　１日訓令第　２号

昭和６３年１２月２３日訓令第１５号

平成　２年　３月３１日訓令第　３号

平成　６年　４月　１日訓令第２４号

平成　８年　３月２９日訓令第　４号

平成　９年　４月　１日訓令第　９号

平成　９年　８月　１日訓令第１５号

平成１０年　４月　１日訓令第１７号

平成１１年　４月　１日訓令第１３号

平成１２年　３月３１日訓令第１０号

平成１３年１０月３０日訓令第１１号

平成１４年　４月　１日訓令第　４号

平成１７年　４月　１日訓令第２７号

平成１９年　４月　１日訓令第　６号

（趣　旨）

第１条　県費をもって支弁する工事の検査については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定　義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　所　属　長　各県民局の農林水産事業部長及び建設部長、備中県民局の水島港湾事務所長並びに岡山空港管理事務所長をいう。

二　中 間 検 査　しゅん功検査までに、特に必要があると認めた場合、工事の　　中途において行う検査をいう。

三　出来形検査　工事の完成前に、部分払を行うために出来形部分を確認する検査をいう。

四　しゅん功検査　工事契約の適正な履行を確認するための検査又はその受ける給付の完了を確認するための検査をいう。

（検査員）

第３条　工事の検査を行う者（以下「検査員」という）は、知事が任命する。

２　前項の規定にかかわらず、１件２５０万円未満の工事の検査に係る検査員については、所属長が任命することができる。

（検査補助員）

第４条　検査員の行う検査の補助を行わせるため、検査補助員を置くことができる。

２　検査補助員は、必要に応じて職員のうちから所属長が任命する。

（検査員証）

第５条　検査員又は検査補助員は、検査又は検査の補助を行うときは、検査員証　（様式第１号）又は検査補助員証（様式第１号の２）を携帯し、関係者の請求　があるときは、これを提示しなければならない。

（検査の方法）

第６条　検査は、契約書、設計図書その他関係書類に照らし、別に定める検査基準に基づいて厳正に行わなければならない。

（検査の立会者）

第７条　検査員は、しゅん功検査を行うときは、監督員及び請負者又は現場代理人（主任技術者・監理技術者等）を立ち会わさなければならない。

ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

２　検査員は、しゅん功検査以外の検査においても、必要に応じて、監督員及び　請負者又は現場代理人（主任技術者・監理技術者等）の立ち会いを求めること　ができる。

（考査認定）

第８条　検査員は、検査上、地下又は水中等外部から検査を行いがたい部分につ　いては、監督員の証明により、考査認定することができる。

（修　補）

第９条　検査員は、工事がしゅん功検査に合格しなかった場合であって、当該工　事がしゅん功検査に合格するために必要な措置が、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期日を指定し、指示書によりその修補を命じなければならない。

一　修補に要する期間が７日程度以上かかるとき。

二　設計内容に比して施工出来形を大きく変える必要があるとき。

２　前項に定めるもののほか、検査員は、工事がしゅん功検査に合格しなかった

場合は、相当の期日を指定し、別に定める基準により請書を徴してその修補を　命じなければならない。

（検査の復命）

第 10 条　検査員は、中間検査、出来形検査又はしゅん功検査を終了したときは、別に定める工事成績評定基準に基づいて工事成績評定を行い、工事検査復命書により知事又は県民局長に復命しなければならない。

２　前条の規定により修補を命じたときは、修補工事検査復命書により知事又は県民局長に復命しなければならない。

（検査済証の交付）

第 11 条　検査員は、出来形検査又はしゅん功検査を終了したときは、検査済証を請負者に交付しなければならない。

別記

様式第１号（第５条関係）

表	裏
第　　号 岡山県職員　　氏　　名 岡山県　　工事検査員証 交　付　日　　年　　月　　日 有 効 期 限　　年　　月　　日 岡山県知事　　氏　　名　印 （所　　属　　長　　名）	注　　意 １．この証は検査に際し必ず携帯すること。 ２．この証は、関係者の要求があるときは、提示しなければならない。 ３．この証を紛失したときは、直ちに知事（所属長）へ届け出ること。 ４．検査員は、退職又は転勤したときは、直ちにこの証を返納すること

様式第１号の２（第５条関係）

表	裏
第　　号 岡山県職員　　氏　　名 岡山県　　工事検査補助員証 交　付　日　　年　　月　　日 有 効 期 限　　年　　月　　日 所　属　長　名　印	注　　意 １．この証は検査に際し必ず携帯すること。 ２．この証は、関係者の要求があるときは、提示しなければならない。 ３．この証を紛失したときは、直ちに所属長へ届け出ること。 ４．検査補助員は、退職又は転勤したときは、直ちにこの証を返納すること

１－２　中間検査実施要領（工期中間検査に適用）

（目　的）

第１　検査員が工事の中間時点において、受注者の適正な指導を行い工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

（検査対象）

第２　中間検査の対象は、請負額３，０００万円以上の工事とする。ただし、工事の内容、進捗状況等により中間検査を省略できるものとする。

（検査時期）

第３　検査時期は、契約工期による工事着手から工事完了までの中間時点又は、工事施工上の中間時点とする。

（検査の内容）

第４　検査の内容は次のとおりとする。

（１）施工計画書による検査

ａ　工事の進捗状況の確認

ｂ　監理（主任）技術者の配置状況の確認

ｃ　下請負状況の確認

ｄ　各種承認関係書類の確認

ｅ　その他

（２）現地検査

進捗状況の確認

（検査の依頼等）

第５　検査の依頼及び通知並びに検査の実施及び復命は、岡山県工事の手引きの検査事務処理要領に定めるところによって行う。

（中間検査に必要な書類）

第６　中間検査に必要な書類は次の通りとする。

（１）中間検査復命書（工事成績評定は省略する）

（２）工事工程表等

（３）検査写真（状況写真）

（４）工事履行報告書

１－３　段階確認の取り扱い

１．目　的

この取り扱いは、土木工事共通仕様書第３編　土木工事共通編　第１章　総則　３－１－１－５　６．表３－１－１に定められている段階確認項目について、その取り扱いを定めるものである。

２．「段階確認」の定義

「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督員等が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

なお、請負者は「段階確認」を指示された場合は、確認が終わらないと次の段階に進めないものとする。

３．段階確認の手法

①　監督員等は、受注者が施工計画書を作成する前に主要な工事段階の区切り等において段階確認項目（別表）を指示し、施工計画書に記載させるものとする。

②　段階確認は、臨場確認を原則とする。ただし、やむを得ず臨場確認が出来ない場合は、その旨を受注者に通知し、監督員等の指示する必要な工事写真等の記録を整備提出させ、書面による確認を行うものとする。

③　段階確認は、受注者の測定結果に基づき監督員等が出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

なお、この場合の確認方法は、受注者が施工管理基準により実施した測定結果のうち、工事内容・確認項目等を考慮して、代表となる部分を適宜抽出して実施するものとする。

また、土質の変化時等、重要な契約内容の変更に係わるものについては、関係資料に基づき全ての臨場確認を原則とする。

④　段階確認項目は、一般的な項目を示したもので、工事によって適用することが適切でないと判断される場合は、別途考慮するものとする。

４．提出書類

①　段階確認を実施する場合は、あらかじめ、受注者から検査・段階確認書に出来形管理、品質管理等の関係書類を添付し、提出させるものとする。

②　臨場確認時における写真撮影は適宜状況写真とする。

【別　表】段階確認項目

工　種	細　　別	段階確認の時期	確　認　事　項
土　工	道　路　土　工	着　　工　　前	中心線など
		土 質 の 変 化 時	契約上の土質及び岩分類判定
		切土、盛土完了時	**路床のプルフローリング**、基準高、現場密度
	河　川　土　工	着　　工　　前	法線
		土 質 の 変 化 時	契約上の土質及び岩分類判定
基礎工	矢　　板　　工	矢 板 完 了 時	枚数、基準高、根入長、変位
	杭　基　礎 （既　製　杭）	下 杭 完 了 時	現場溶接継手
		杭　完　了　時	本数、基準高、偏心量、杭長（根入長） 支持力の確認（打止め貫入量） 支持層、先端処理の確認（中堀り工法）
	杭　基　礎 （現 場 打 杭）	土 質 の 変 化 時 （深礎、全旋回）	契約上の土質及び岩分類判定
		掘 削 完 了 時	掘削深さ（根入量）、支持層の確認
		鉄　筋　組　立	鉄筋径、本数間隔、継手、鉄筋段落し位置
		杭　完　了　時	枚数、基準高、偏心量、杭径
法面工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工 法枠工 植生基材吹付工	**ラ ス 張 完 了 時**	施工状況の確認
一　般 構造物	擁　壁　工 函　渠　工 管　渠　工 水　路　工	土 質 の 変 化 時	契約上の土質及び岩分類判定
		床 堀 完 了 時	支持地盤の適否の確認（小構造物は除く） 基礎基準高（重要構造物のみ）
		鉄筋組立完了時	鉄筋径､本数間隔､継手､カブリ(小構造物は除く) 鉄筋段落し位置
えん堤工		着　　工　　前	位置
		土 質 の 変 化 時	契約上の土質及び岩分類判定
		床 堀 完 了 時	基準高、幅
護岸工	コンクリート張工 ブ ロ ッ ク 張 工	土 質 の 変 化 時	契約上の土質及び岩分類判定
		床 堀 完 了 時	基礎基準高
舗装工	舗　　装	**路盤工（各層） 完　　了　　時**	プルフローリング 基準高（下層路盤）、幅、厚さ 、現場密度
		舗装工(各層)完了時	幅、厚さ
橋　梁 下部工	橋　台・橋　脚	土 質 の 変 化 時	契約上の土質及び岩分類判定
		床 堀 完 了 時	支持地盤の適否の確認、基礎基準高
		鉄筋組立完了時	鉄筋径､本数間隔､継手､カブリ､鉄筋段落し位置
橋　梁 上部工	鋼　　橋	**仮 組 立 完 了 時**	寸法確認、添接部、取合部、溶接確認
		架 設 完 了 時	寸法確認、添接部、取合部、溶接確認
		支承据付完了時	位置、寸法確認

工　種	細　　別	段階確認の時期	確　　認　　事　　項
橋　梁 上部工	コンクリート 床　　版	鉄筋組立完了時	鉄筋径、本数間隔、継手、カブリ 有効高
	ＰＣ橋上部 ポステン	鉄筋組立完了時 （主桁・横桁）	鉄筋径、本数間隔、継手、カブリ
		ＰＣケーブル配線	シース、ＰＣ鋼線の配置等
		プレストレス導入時 （主桁・横桁）	緊張確認
		主桁製作完了時	幅、高さ、桁長、横方向タワミ
		支承据付完了時	位置、寸法確認
	ＰＣ橋上部 プレテン	鉄筋組立完了時 （横　　桁）	鉄筋径、本数間隔、継手、カブリ
		プレストレス導入時 （横　　締）	緊張確認
		支承据付完了時	位置、寸法確認
塗装工	塗　　装	**ケレン完了時** （塗替え）	施工の状況
		現場塗装完了時	塗膜厚
		塗装（各層）完了時 （塗替えの場合）	使用量
薬　液 注入工	薬　液　注　入	注入完了時	注入量の確認 注入効果の確認
トンネル	掘　　削 支保パターン	土質の変化時	契約上の土質及び岩分類判定
	吹付コンクリート	吹付完了後	厚さ
	ロックボルト	ロックボルト完了後	長さ（残尺）、間隔
	インバート	掘削完了後又は 鉄筋組立完了後	厚さ 鉄筋径、本数間隔、継手、カブリ
	覆　　工	セントル組立完了後 又は鉄筋組立完了後	厚さ 鉄筋径、本数間隔、継手、カブリ

注）１．重要構造物の出来形で不可視部分となるものについては、段階確認項目とする。

２．完成後出来形確認できるものについては、段階確認項目としない。

３．矢板工は、指定仮設の場合とし、埋め殺しの場合は枚数も確認するものとする。

４．臨場確認は、受注者が実施した測定結果のうち代表となる部分を抽出して行うことができるものとする。
なお、工事内容・確認項目等を考慮して、適宜実施するものとする。
（土質の変化時等、重要な契約内容の変更に係わるものについては、全数臨場確認とする。）

５．出来形のうち、不可視部分については監督員等が立会を行い、検査時に確認できるよう上げ墨を設置するものとする。

６．重要な段階確認については、検査員と協議すること。

（特に、①上表のゴシックで表示した部分、②鉄鋼、コンクリート製品等の工場での確認、
③主たる工種に新工法・新技術を採用した場合の施工中の確認については、よく協議すること。）

１－４　低入札価格工事における監督検査の強化

監第１　０　５　１　号
平成１６年３月１６日

土　木　部　　各　課　長
各地方振興局　　総務振興部長
〃　　建　設　部　長　殿
〃　　出先事務所長

土木部監理課長
（公印省略）

低入札価格工事における監督検査の強化について

低入札価格調査に関しては、県発注公共工事の適正な品質の確保と判断基準の明確化を図るため、平成１６年２月１９日付監第１０４７号「岡山県指名競争入札に係る低入札価格調査実施要領における入札価格の内訳書の調査の方針の改正について」により通知しているところです。

このたび、上記の改正と合わせ、県発注公共工事の適正な履行を確保するため、下記により低入札価格工事等において監督検査の強化を実施しますので適切に対応願います。

記

１．適用時期

平成１６年４月１日以降

２．対象工事

低入札価格工事及び当該工事請負者の手持全工事
（平成１６年４月１日現在工事の完了していないものを含む。）

３．監督検査強化の内容

①低入札価格工事について、監督を強化するとともに検査員による中間検査の実施回数を現行１回から２回以上に改め、主要資材の確認及び不可視部分等の検査を実施するものとする。

②低入札価格工事について、特に必要と認められる段階確認は原則として担当課長が行うこととする。

③低入札価格工事請負者の手持工事すべてについて、上記①及び②の検査等を実施する。

１－５　現場施工体制等の確認

技第　１２４　号
平成２８年5月３０日

土　木　部　各　課　長
各 県 民 局 建 設 部 長
各地域事務所地域建設部長　　殿
備中県民局水島港湾事務所長

技 術 管 理 課 長
（ 公 印 省 略 ）

「現場施工体制等確認の実施要領」等の改正について（通知）

現場施工体制等の確認については、平成17年１月12日付け監第7091号「「現場施工体制等確認の実施要領」等の改正について（通知）」により県としての取り組みを行っているところですが、「建設業法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第192号）により、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の請負代金額の下限が引き上げられたため、「現場施工体制等確認の実施要領」及び「現場施工体制等確認の処理要領」を改正し、より一層の取り組みの強化を図ることとしますので、遺漏なきようお取り計らい願います。

なお、管内市町村へも参考送付願います。

記

１　実施要領

別添「現場施工体制等確認の実施要領」による。

２　処理要領

別添「現場施工体制等確認の処理要領」による。

３　適用工事

平成28年６月１日以降に施工中の工事において適用するものとする。

４　経過措置

平成28年５月31日以前に請負契約を締結した工事で、６月１日以降も技術者が専任となっている工事については、従前の要領による。

５　その他

執行システムの確認様式は、６月１日より修正予定です。

１）実施要領

現場施工体制等確認の実施要領

１．入札参加手続きにおける技術者専任制の確認

１）対象工事：一般競争入札、公募型指名競争入札の工事を対象とする。

２）確認内容：①配置予定技術者（監理技術者等）が他工事と重複していないか確認する。
②監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）を保持し、過去５年以内に監理技術者講習を修了していることを確認する。
③配置予定技術者（監理技術者等）と所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「雇用関係」という。）について確認する。

３）確認資料：①「配置予定技術者調書」及び事業執行システム(CORINS検索)による。
②資格者証の写し(「有効期限」欄)及び監理技術者講習修了証※(以下、「講習修了証」という。)の写し(「修了年月日」欄）による。
③健康保険被保険者証の写し(「事業所名」、「資格取得年月日」欄）、資格者証の写し(「所属建設業者」、「交付年月日」欄）のいずれかによる。
資格者証の場合は、裏書きの有無についても確認する。

○直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、監理(主任)技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者、派遣職員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

○恒常的な雇用関係の考え方

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理(主任)技術者については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に**三ヶ月以上の雇用関係**にあることが必要である。

４）確認者：担当課長とする。

５）確認資料の保管者：担当課長とする。

２．契約手続きにおける技術者専任制の確認

１）対象工事：請負金額3,500万円(建築一式工事：7,000万円)以上の工事を対象とする。

２）確認内容：①監理(主任)技術者が他工事と重複していないか確認する。
②監理技術者の場合は資格者証を保持し、過去５年以内に監理技術者講習を修了していることを確認する。
③監理(主任)技術者と所属建設業者との雇用関係について確認する。

３）確認資料：①「現場代理人等の指名通知書」及び事業執行システム(CORINS検索)による。
②資格者証の写し(「有効期限」欄)及び講習修了証の写し(「修了年月日」欄）による。
③健康保険被保険者証の写し(「事業所名称」、「資格取得年月日」欄)、資格者証の写し(「所属建設業者」、「交付年月日」欄）のいずれかによる。

４）確認者：契約担当者とする。

５）確認資料の保管者：契約担当者とする。

６）その他：配置技術者等に変更があった場合も同様に確認する。

３．工事現場における施工体制等の確認

１）対象工事：技術者の専任を必要とする工事を対象とする。ただし、下請状況の確認については全ての工事を対象とする。

※「技術者の専任を必要とする工事」とは、請負金額3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上の工事である。ただし、平成28年５月31日以前に請負契約を締結した工事で、平成28年６月１日以降も技術者が専任となっている工事についても対象とする。

２）確認内容：

○技術者同一性等の確認／工事着手前

①届出された監理(主任)技術者本人であることを、監理技術者の場合は資格者証、主任技術者の場合は顔写真入り名札により確認する。

②監理技術者の場合は、資格者証（「有効期限」欄）及び講習修了証（「修了年月日」欄）により資格者証の有効期限、講習終了日から５年以上経過していないことを確認する。

③監理技術者の場合は、資格者証（「所属建設業者」、「交付年月日」欄）により所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係について確認する。恒常的な雇用関係については、入札日（指名競争入札の場合）を基準日とし、３ヶ月以上の雇用関係にあることを確認する。

④工事カルテ（CORINS）の登録について確認する。

○技術者専任制等の確認／工事施工中（概ね一ヶ月に一回以上）

①監理(主任)技術者の専任制の確認、監理技術者については資格者証及び講習修了証の携帯状況を確認する。

②建設業許可票（下請業者含む。）の標識を公衆が見やすい場所に設置しているか確認する。

③建設業退職金共済等への加入状況及び標識の掲示(建設業退職金共済のみ)について確認する。

④労災保険関係成立票の掲示等について確認する。

○下請状況の確認／工事施工中（適宜、一回以上）

①施工体制台帳が提出されていない場合は、元請作業員が作業を行っていることを確認する。

②施工体制台帳について、「**４．施工体制台帳の確認**」により確認する。

③施工体制台帳が現場に備え付けられていることを確認する。また、提出済みの写しと比べ、記載内容に変更等はないかを確認する。

④施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に設置しているか確認する。

⑤元請負人の監理(主任)技術者が、工事の施工に実質的に関与していることを確認する。

・発注者との協議において主体的な役割を果たしているか

・工程、品質、出来形管理において主体的な役割を果たしているか

・下請負人との調整、指導監督において主体的な役割を果たしているか

⑥一括下請負でなく、施工体制台帳の内容により、それぞれ元請作業員、下請作業員が作業を行っていることを確認する。

⑦下請負人の主任技術者（下請負金額3,500万円（建築一式工事:7,000万円）は専任）がいるか確認する。

⑧下請負人に無許可業者がいる場合は、500万円（建築一式工事:1,500万円）以上の下請負をさせていないことを確認する。

⑨下請負人は、建設業法による営業停止を命じられていないか、又は指名停止を受けていないか確認する。確認は元請負人への聞き取りにより行うものとするが、必要に応じて監理課ホームページ掲載の「建設業監督処分一覧」等により確認する。

３）確 認 者：工務担当者とする。

４）確認様式：様式１「工事概要調書」及び技術者同一性等の確認については、
様式１－１「工事現場における技術者同一性等チェックシート」による。
技術者専任制等の確認については、
様式１－２「工事現場における技術者専任制等チェックシート」による。
下請状況の確認については、
様式１－３「下請状況チェックシート」による。

５）確認様式の保管者：工事完了後、工務担当者が復命書類に添付して保管する。

４．施工体制台帳の確認

１）対象工事：下請契約を締結するすべての工事を対象とする。

２）確認内容：①施工体制台帳に必要事項が書き込まれていることを確認する。
②施工体制台帳の添付資料が揃っていることを確認する。

３）確 認 者：工務担当者とする。

４）確認様式：様式１－４「施工体制台帳チェックシート」による。

５）確認様式の保管者：工事完了後、工務担当者が復命書類に添付して保管する。

２）処理要領

現場施工体制等確認の処理要領

１．入札参加手続きにおける技術者専任制の確認の処理

問題が確認された場合は、岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領及び岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領等により必要な措置を講じるものとする。

２．契約手続きにおける技術者専任制の確認の処理

問題が確認された場合は、岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領及び岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領等により必要な措置を講じるものとする。

３．工事現場における施工体制等の確認の処理

①監理(主任)技術者の専任制に疑義がある場合、指示書により是正措置を求めるものとする。

②監理(主任)技術者の工事施工への実質的な関与に疑義がある場合は、専任制に疑義があるケースとなるので、①に準じて処理するものとする。

③施工体制台帳と異なる内容で現場の施工がなされていることを確認した場合は、指示書により是正措置を求めるものとする。

④施工体制台帳の不備、施工体系図、建設業許可票、建設業退職金共済の標識、労災保険関係成立票が未掲示の場合は、指示書により是正措置を求めるものとする。

４．工事現場における施工体制等の確認の重点処理

①監理(主任)技術者の専任制及び一括下請の禁止に抵触する疑義が生じた場合は、その都度、当該確認様式により建設企画(担当)課長まで報告するものとする。

②工事の施工において、一連の指示、指導に対して是正する意志がない等悪質と判断される場合、契約解除等を検討する。また、必要に応じて「岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領」に従って適切に対応する。

５．建設業許可部局への通知

確認により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）第１１条各号のいずれかに該当（違反）すると疑うに足りる事実を把握したときは、様式２により技術管理及び建設業許可部局（監理課建設業班）にその事実を通知するものとする。

適正化法第１１条各号に掲げられている事項

ａ 建設業法第２８条第１項第３号（他法令に違反し、建設業者として不適当）
ｂ 建設業法第２８条第１項第４号（一括下請負）
ｃ 建設業法第２８条第１項第６号（無許可業者との下請負契約）
ｄ 建設業法第２８条第１項第７号（非特定建設業者との政令額以上の下請負契約）
ｅ 建設業法第２８条第１項第８号（営業停止又は営業禁止されている者との下請負契約）
ｆ 適正化法第１３条第１項　（施工体制台帳の写しの提出義務違反）
ｇ 適正化法第１３条第２項　（現場施工体制の点検の拒絶）
ｈ 適正化法第１３条第３項により読み替えて適用する建設業法第２４条の７第４項
（施工体系図の作成及び掲示）
ｉ 建設業法第２４条の７第１項　（施工体制台帳の作成及び建設工事現場への備え置き）
ｊ 建設業法第２４条の７第２項　（下請負人の元請負人に対する再下請負通知）
ｋ 建設業法第２６条　（主任技術者又は監理技術者の設置等）
ｌ 建設業法第２６条の２　（専門技術者の設置等）

様式１

工 事 概 要 調 書

工事番号			発注方式	
工事名	工事		入札日	
路河川名			工事の種別	
位置	郡・市 町・村大字 地内			
請負金額	円			
工期	年 月 日 ～ 年 月 日			
請負者			建設業許可の別	特定・一般
現場代理人				
技術者	主任技術者			
	監理技術者		資格者証No	

一次下請業者	主任技術者	下請負金額	作業内容
	専任・非専任	円	
	専任・非専任	円	
	専任・非専任	円	
合計金額		円	

二次(以下)下請業者	主任技術者	下請負金額	作業内容
	専任・非専任	円	
	専任・非専任	円	
	専任・非専任	円	
	専任・非専任	円	
	専任・非専任	円	

発注者監督員	

注１）「入札日」欄は、一般競争入札及び指名競争入札の場合は入札日、随意契約の場合は見積書提出日とする。

注２）下請業者の「主任技術者」欄は、「専任」又は「非専任」のいずれかに○印をし、該当する技術者を記入する。下請金額3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上は専任が必要

注３）本調書は工事着手前に記入し、技術者同一性等の確認時に様式１－１に添付するが、その後、施工体制台帳等が提出された場合は、追加記入する。

注４）記載事項に変更があった場合は、朱書き訂正する。

様式１－１

建設企画課　長	工務課長	班　長	監督員

工事現場における技術者同一性等チェックシート

点検日　：　　年　　月　　日

１．工事概要（詳細は別添「様式１　工事概要調書」参照）

工事番号	
工　事　名	工事
請　負　者	
下　請　負	あり　・　なし（　予定あり　・　予定なし　）
監　督　員	

２．技術者同一性等の確認（工事着手前／技術者の専任を必要とする工事）

確　認　項　目	確認欄	指示・指導内容
①主任技術者の同一性（主任技術者配置工事）	：顔写真入り名札による	
届出されている主任技術者と同一人物か		
①監理技術者の同一性（監理技術者配置工事）	：資格者証(原本)による	
届出されている監理技術者と同一人物か		
②資格者証及び講習修了証（監理技術者配置工事）		
資格者証を携帯しているか		
有効期限内であるか		
講習修了証を携帯しているか		
修了年月日から５年を経過していないか		
③所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係（監理技術者配置工事） 資格者証（「所属建設業者」及び「交付年月日」欄）による。裏書きの有無についても確認する。		
所属建設業者は元請の会社か		
交付年月日：　　年　月　日 入　札　日：　　年　月　日		
④工事カルテ（ＣＯＲＩＮＳ）の登録（元請）		
工事カルテ登録の前に内容を確認したか		
工事カルテ受領書の写しは提出されたか		
指示・指導に対する業者の対応結果		

注１）「確認欄」は「○」、「×」で記入し、「×」の場合　指示・指導を行い内容を記入するとともに下欄の業者の対応結果を記入する。

注２）「入札日」欄は、一般競争入札及び指名競争入札の場合は入札日、随意契約の場合は見積書提出日とする。

注３）「技術者の専任を必要とする工事」とは、請負金額3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上の工事である。ただし、平成28年５月31日以前に請負契約を締結した工事で、平成28年６月１日以降も技術者が専任となっている工事についても施工体制確認の対象とする。

様式１－２

建設企画課　長	工務課長	班　長	監督員

工事現場における技術者専任制等チェックシート（第　　回）

点検日　：　　年　　月　　日

１．工事概要（詳細は別添「様式１　工事概要調書」参照）

工事番号	
工　事　名	工事
請　負　者	
下　請　負	あり　・　なし（　予定あり　・　予定なし　）
監　督　員	

２．技術者専任制等の確認（工事施工中／請負金額 3,500万円以上の工事）

確　認　項　目	確認欄	指示・指導内容
①監理(主任)技術者の専任制		
専任*しているか		
監理技術者は資格者証を携帯しているか		
監理技術者は講習修了証を携帯しているか		
②建設業許可票（下請負業者を含む全ての建設業許可業者）		
元請負人の標識が公衆の見やすい場所に設置してあるか		
下請負人の標識が公衆の見やすい場所に設置してあるか		
③建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（元請）		
○建設業退職金共済へ加入の場合 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」が現場事務所･工事現場の出入口の見やすい場所に掲示されているか		
○建設業退職金共済へ加入していない場合 中小企業退職金共済又は特定退職金共済への加入されているか（口頭による確認で可）		
④労災保険関係成立票		
労働者に関係のある規定の要旨､労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号が常時事業場の見易い場所に掲示又は備え付け等がなされているか		
指示・指導に対する業者の対応結果		

注１）「確認欄」は「○」、「×」で記入し、「×」の場合　指示・指導を行い内容等を記入するとともに業者の応答内容を記入する。

注２）平成28年５月31日以前に請負契約を締結した工事で、平成28年６月１日以降も技術者が専任となっている工事についても施工体制確認の対象とする。

＊）専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。（監理技術者制度運用マニュアルより）

様式１－３

建設企画課　長	工務課長	班　長	監督員

下請状況チェックシート（第　　回）

点検日　：　　年　　月　　日

１．工事概要（詳細は別添「様式１　工事概要調書」参照）

工事番号	
工　事　名	工事
請　負　者	
下　請　負	あり　・　なし（　予定あり　・　予定なし　）
監　督　員	

２．下請状況の確認（工事施工中／すべての工事）

確　認　項　目		確認欄	指示・指導内容
施工体制台帳が提出されていない場合			
①	元請作業員が作業を行っているか		
施工体制台帳が提出されている場合			
②	記載事項及び添付資料に漏れはないか 別途「施工体制台帳チェックシート」により確認する。		
③	施工体制台帳が現場に備え付けられているか また、提出済みの写しと比べ、記載内容に変更等はないか		
④	施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に設置してあるか		
⑤	監理(主任)技術者は、総合的に企画、調整、指導を行っているか（工事施工に実質的に関与しているか) ・発注者との協議において主体的な役割を果たしているか ・工程、品質、出来形管理等において主体的な役割を果たしているか ・下請負人との調整、指導監督において主体的な役割を果たしているか		
⑥	一括下請ではなく、施工体制台帳の内容により、それぞれ元請作業員、下請作業員が作業を行っているか (二次以下の下請負も含む)		
⑦	下請作業員が作業中に、下請負人の主任技術者はいるか (下請負金額3,500万円(建築一式工事：7,000万円)は専任) (二次以下の下請負も含む)		
⑧	下請負人の中に無許可業者がいる場合、500万円以上（建築一式工事：1,500万円）を下請負させていないか		
⑨	下請負人は、建設業法により営業停止を命じられていないか、または指名停止を受けていないか		
指示・指導に対する業者の対応結果			

注）「確認欄」は「○」、「×」で記入し、「×」の場合　指示・指導を行い内容等を記入するとともに業者の応答内容を記入する。

様式１－３

建設企画課　長	工務課長	班　長	監督員

施工体制台帳チェックシート

提出日　：　　年　　月　　日

１．工事概要（詳細は別添「様式１　工事概要調書」参照）

工事番号	
工　事　名	工事
請　負　者	
監　督　員	

２．施工体制台帳の確認

確　認　項　目	確認欄	指示・指導内容
①必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第１４条の２）		
・元請負人が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・元請負人の健康保険等の加入状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所、当該請負契約を締結した営業所の名称及び住所		
・下請契約を締結した元請負人の営業所の名称及び住所		
・発注者監督員の氏名、権限及び発注者に対する意見の申し出方法		
・下請負人を監督するために元請負人が監督員を置いた場合、氏名、権限及び元請業者に対する意見の申し出方法		
・現場代理人の氏名、権限及び元請負人に対する意見の申し出方法		
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格内容		
・元請負人が専門技術者を置いた場合、氏名、資格内容、担当工事内容		
・全ての下請負人の名称及び住所、許可を受けた建設業の種類、許可番号、健康保険等の加入状況		
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・全ての下請負人が注文者(元請負人)と下請契約を締結した年月日		
・下請負人が現場代理人を置いた場合、氏名、権限及び注文者(元請負人)に対する意見の申し出方法		
・全ての下請負人の主任技術者の氏名、資格内容及び専任か否かの別		
・下請負人が専門技術者を置いた場合、氏名、資格内容、担当工事内容		
・下請負人における一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無		
②添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第１４条の２第２項）		
・元請負人が請け負った建設工事の契約書の写し		
・全ての下請負人との契約書の写し		
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証明するもの（資格者証の写し）		
・主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの（資格者証の写し又は健康保険被保険者証の写し）		
・元請負人が専門技術者を置いた場合、資格及び雇用関係を証明するもの		
・２次以下の下請がある場合、全ての再下請通知書		
・２次以下の下請がある場合、全ての下請負人が締結した契約書の写し		

注１）「確認欄」は「○」、「×」で記入し、「×」の場合　指示・指導を行い内容を記入するとともに下欄の業者の対応結果を記入する。

下請負に関する提出書類一覧表

書類名称	様式	書類作成の根拠
下請負人選定一覧届	共通仕様書様式	特記仕様書
施工体制台帳	・共通仕様書　様式施－９の１	入契法第15条、建設業法第２４条の７第２項 建設業法施行規則第14条の2第1項 共通仕様書1-1-1-10
	・共通仕様書　様式施－９の１号関係様式「◎下請負の相手方及び内容」	共通仕様書1-1-1-10
	・発注者と作成建設業者の請負契約の契約書面の写し	建設業法施行規則第14条の2第2項第1号
	・作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(図面及び内訳書を含む)	
	・主任技術者又は監理技術者が資格を有する事を証する書面又はこれらの写し	建設業法施行規則第14条の2第2項第2号
	・主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し	
	・専門技術者が主任技術者資格を有することを証する書面又はこれらの写し	建設業法施行規則第14条の2第2項第3号
	・専門技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し	
施工体系図 【工事作業所災害防止協議会兼施工体系図】	共通仕様書　様式施－９の２	共通仕様書1-1-1-10
施工体制台帳 【工事担当技術者】	共通仕様書　様式施－９の３	共通仕様書1-1-1-10
再下請通知書	共通仕様書　様式施－１０の１	入契法第15条、建設業法第２４条の７第２項 建設業法施行規則第14条の4第1項
	共通仕様書　様式施－１０の２	共通仕様書1-1-1-10
	再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し	建設業法施行規則第14条の4第3項

(別紙様式)　　年　月　日

(発注者) ○○○○　殿

請負人　住　　所
会 社 名
現場代理人　　印

下請負人選定一覧届出書

工 事 番 号
工　事　名　　工事
路線・河川名
工 事 場 所　　市、郡　　町、村　　地内
請 負 金 額　　円

上記工事の一部を次の者に下請負に付しますのでお届けします。

下請負人の住所・氏名	許可番号・業種許可年月日	社会保険等加入状況	下請区分１次２次等	下請工事内容	下請負に付す理由
		健康：加入・未加入・適用除外 年金：加入・未加入・適用除外 雇用：加入・未加入・適用除外			
		健康：加入・未加入・適用除外 年金：加入・未加入・適用除外 雇用：加入・未加入・適用除外			
		健康：加入・未加入・適用除外 年金：加入・未加入・適用除外 雇用：加入・未加入・適用除外			
		健康：加入・未加入・適用除外 年金：加入・未加入・適用除外 雇用：加入・未加入・適用除外			
		健康：加入・未加入・適用除外 年金：加入・未加入・適用除外 雇用：加入・未加入・適用除外			

(注１)　やむを得ず、県外業者を下請負相手として選定した場合には、下請負人ごとにその理由を記した別途理由書を添付すること。

(注２)　下請負業者が社会保険等に未加入であった場合や、事後において、下請負業者が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、元請負業者に対し、制裁金の請求や指名停止等の措置が行われる場合があるので、元請負業者にあっては、下請負の相手先選定にあたって、社会保険等の加入状況を十分に確認すること。

なお、適用除外は、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、年金事務所等に適用除外となる要件を確認しておくこと。

【社会保険等加入状況欄の記入要領】

① 社会保険等加入状況の保険加入欄の「健康」「年金」「雇用」は、それぞれ以下の保険を示す。
健康：健康保険　年金：厚生年金保険　雇用：雇用保険

② 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

様式施－９の１（仕第 1-1-1-10 条関係）

年　月　日

施 工 体 制 台 帳

［会 社 名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

	保険加入の有無[1]	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入　未加入　適用除外		加入　未加入　適用除外		加入　未加入　適用除外	
※[1]健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	区分	営業所の名称[2]	健康保険[3]	厚生年金保険[4]	雇用保険[5]	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

※[3]一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

（記入要領）

1　上記の記載事項について、発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

2　監理技術者又は主任技術者の配属状況について、「専任・非専任」のいずれかを○で囲むこと。

3　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる）。

4　監理技術者、主任技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
①資格を有することを証する書類の写し
②自社従業員であることを証明する書類（従業員証、健康保険証等）の写し

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 （℡　－　－　）		
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日

	保険加入の有無[1]	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外
※[1]健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	営業所の名称[2]	健康保険[3]	厚生年金保険[4]　雇用保険[5]

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※[2]主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※[2]専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※[3]一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

※[1]［健康保険等の加入状況の記入要領］

1　健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄は、各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む。）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。

2　営業所の名称欄は、様式左側の営業所の名称欄には元請契約及び下請契約に係る営業所の名称を記載し、様式右側の営業所の名称欄は請負契約に係る営業所の名称を記載すること。

3　健康保険欄は、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載し、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

4　厚生年金保険欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載し、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載すること。

5　雇用保険欄には、労働保険番号を記載し、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること

＊２～５について

・様式左側について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載すること。

・様式右側の一次下請負人に関する事項について、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合は欄を追加すること。

※[2]［主任技術者、専門技術者の記入要領］

1　主任技術者の配属状況について［専任・非専任］のいずれかを○で囲むこと。

2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）。

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載すること。

※[3]［一号特定技能外国人、外国人建設就労者、外国人技能実習生の従事の状況の記入要領］

1　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（「一号特定技能外国人」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

2　同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

3　同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（「外国人技能実習生」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳添付資料（仕第 1-1-1-10 条関係）

◎下請負の相手方及び内容

No.	下請負契約の次数	下請負契約を履行することに必要となる建設業の種類	建設業許可番号	下請負業者名（代表者名）	住所 電話番号	契約年月日 / 工期 / 現場着手予定日	下請負に付した金額（うち消費税相当額）	主任技術者の氏名（現場代理人を置いた場合はその氏名）	備考
1	○次	とび・土工・コンクリート工事業	第 00000 号	(○○　○○)	〒　－ (　)　－	○年○月○日 ○年○月○日 ～ ○年○月○日 ○年○月○日	¥000,000,000 (¥00,000)	○○　○○ (　　)	
2	○次			(○○　○○)	〒　－ (　)　－	○年○月○日 ○年○月○日 ～ ○年○月○日 ○年○月○日	¥000,000,000 (¥00,000)	○○　○○ (　　)	
3	○次			(○○　○○)	〒　－ (　)　－	○年○月○日 ○年○月○日 ～ ○年○月○日 ○年○月○日	¥000,000,000 (¥00,000)	○○　○○ (　　)	
4	○次			(○○　○○)	〒　－ (　)　－	○年○月○日 ○年○月○日 ～ ○年○月○日 ○年○月○日	¥000,000,000 (¥00,000)	○○　○○ (　　)	
						一次下請に付した金額の合計額（うち消費税相当額）	¥000,000,000 (¥000,000)	※左記の合計額が 4,000 万円（建築一式工事においては 6,000 万円）を超える時点で、元請業者の建設業の許可証の写し及び技術者の監理技術者証の写しを添付すること。 （許可証等の写しの提出は工事毎に一度で良い。）	

様式施－９の２（仕第 1-1-1-10 条関係）

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自　年　月　日
	至　年　月　日

元請名	
監督員名	
主任技術者名 監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者

副会長	

元方安全衛生管理者	

書記	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

様式施－９の３（仕第 1-1-1-10 条関係）

施 工 体 制 台 帳

工事担当技術者台帳

元請会社名	
主任技術者名 監理技術者名	
生年月日	

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真貼付欄】

【注意事項】

※ 添付する写真は、
縦 ３㎝
横 ２．５㎝
程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。

※ 番号は、施工体系図の番号とする。

※ 本様式は、２部作成し、
１部保管し、１部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷した
ものを提出してもよい。

様式施－１０の１（仕第 1-1-1-10 条関係）

年　月　日

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）

（再下請負通知書様式）

直近上位の
注文者名

【報告下請負業者】

現場代理人名 ＿＿＿＿＿＿殿　　〒
（所長名）

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL　－　－
FAX　－　－

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日

※[1]健康保険等の加入状況	保険加入の有無[1]	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称[2]	健康保険[3]	厚生年金保険[4]	雇用保険[5]

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

※[3]一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

（記入要領）
1　再下請負契約がある場合、報告下請負業者は、直近上位の注文者に提出すること。
2　再下請負契約がある場合《再下請負関係》欄（当用紙の右部分）に記入するとともに、次の契約書類の写しを提出すること。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用すること。
①契約書、注文書・請書等　②下請基本契約書
3　一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
4　この届出事項に変更があった場合は、直ちに再提出すること。

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 （TEL　－　－　）		
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日

※[1]健康保険等の加入状況	保険加入の有無[1]	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称[2]	健康保険[3]	厚生年金保険[4]	雇用保険[5]

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

※[3]一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	※[3]外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

※[1]［健康保険等の加入状況の記入要領］
1　健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄は、各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む。）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。
2　営業所の名称欄は、様式左側の営業所の名称欄には元請契約及び下請契約に係る営業所の名称を記載し、様式右側の営業所の名称欄は請負契約に係る営業所の名称を記載すること。
3　健康保険欄は、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載し、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
4　厚生年金保険欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載し、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載すること。
5　雇用保険欄には、労働保険番号を記載し、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
＊２～５について
・様式左側について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載すること。
・様式右側の一次下請負人に関する事項について、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合は欄を追加す

※[2]［主任技術者、専門技術者の記入要領］
1　主任技術者の配属状況について［専任・非専任］のいずれかを○で囲むこと。
2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）。
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載すること。

※[3]［一号特定技能外国人、外国人建設就労者、外国人技能実習生の従事の状況の記入要領］
1 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（「一号特定技能外国人」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
3 同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（「外国人技能実習生」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

様式施－10 の２（仕第 1-1-1-10 条関係）

年　　月　　日

下請負業者編成表

（一次下請負業者＝作成下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（二次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（二次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（二次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（三次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（三次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（三次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（四次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（四次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（四次下請負業者）

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

（記入要領）１　一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された「届出書」（様式１号－甲）に基づいて本表を作成の上、元請に届出ること。

２　この下請負業者編成表でまとめきれない場合には、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。

２　検査基準

２－１　土木工事検査基準

（目　的）

第１条　この検査基準は、岡山県の所掌する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第２条　検査は、当該工事の出来形を対象として実地において行うものとし、契約図書及び関係書類に基づき工事の実施状況・出来形・品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

（工事の実施状況の検査）

第３条　工事の実施状況の検査は、契約図書等の履行状況（指示・承諾・協議事項等の処理状況）工程管理（計画工程と実施工程との整合）・安全管理（安全訓練の実施状況や交通整理員や安全施設の配置状況）等に関する各種の記録（写真による記録を含む）と設計図書・仕様書等とを比較し、**別表１～別表４**に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第４条　出来形の検査は、位置・出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書・仕様書等とを対比し、**別表５**に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察・施工管理の状況を示す出来形図・写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて破壊して行うものとする。

（品質の検査）

第５条　品質の検査は、品質及び品質に関する各種の記録と設計図書とを対比し、**別表６**に基づき行うものとする。

ただし、外部からの視察・品質関係の状況を示す資料・写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うことが出来る。

（出来ばえの検査）

第６条　出来ばえの検査は、仕上げ面・とおり・すりつけ等の程度及び全般的な外観について目視・観察により行うものとする。

【別表１】 適正な施工体制の確保

種別・検査事項		検査留意事項	検査方法・書類
配置技術者	現場代理人	・現場に常駐している。 ・監督職員との連絡調整を書面で行っている。	現場施工体制等確認の実施要領
	監理技術者（主任技術者）	・資格者証の確認。 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者、管理技術者証に記載された技術者及び本人が同一である。 ・現場に常駐している。 ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。	
施工体制台帳等	専門技術者	・専任の技術者を配置している。	
	作業主任者	・選任し、配置している。	
	施工体制台帳	・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 ・下請契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。 ・下請負金額を記入している。	
	施工体系図	・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・記載のない業者が作業していない。 ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。	
	建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者等を正しく記載している。	
	下請契約	・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている。	

【別表２】 契約書等の履行状況

種　別	適　用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
土木工事共通仕様書 第１編 共通編 (総則)	1-1-1-3	設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果	照査報告書
	1-1-1-4	施工計画書	・提出時期（工事着手前） ・施工計画書記載事項	
	1-1-1-5	工事カルテ作成、登録	・工事請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、完成時は工事完成後、それぞれ10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請する。	登録内容確認書
	1-1-1-7	工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	写真等
	1-1-1-8	工事の着手	・工事の開始日後5,000万円以上 30日以内 1,000万円以上5,000万円未満 20日以内 1,000万円未満 15日以内着手	
	1-1-1-10	施工体制台帳	・施工体制台帳、施工体系図の監督員への提出	
	1-1-1-13	工事の一時中止	・一時中止理由、受注者へ書面通知 ・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書の監督員への提出	
	1-1-1-15	工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議の対象の受注者への通知 ・工期変更協議書の監督員への提出	
	1-1-1-16	支給材料及び貸与物件	・支給品精算書の監督員への提出	支給品精算書
	1-1-1-17	工事現場発生品	・現場発生品の監督員への引渡	現場発生品調書
	1-1-1-18	建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合（設計図書に明示がない場合）の監督員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合のマニフェストの監督員への提示 ・再生資源利用（促進）計画書（実施書）の監督員への提出	
	1-1-1-20	工事しゅん功検査	・工事完成届の監督員への提出	工事完成届

種　別	適　用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
	1-1-1-21	出来形検査等	・工事出来高報告書及び工事出来形内訳書の監督員への提出	工事出来高報告書 工事出来形内訳書
	1-1-1-23	施工管理	・出来形・品質管理の記録及び関係書類の監督員への提出 ・出来形・品質管理基準が定められていない工種について協議	測定表、管理図 協議書
	1-1-1-24	履行報告	・工事履行報告書の監督員への提出	工事履行報告書
	1-1-1-27	爆発及び火災の防止	・関係官公庁の指導についての提示 （1-1-1-35官公庁等への手続等　関連）	
	1-1-1-29	事故報告書	・監督員への通報及び事故報告書の提出	工事事故報告書
	1-1-1-35	官公庁等への手続等	・官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾等を得たとき監督員への提示 ・地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督員への報告	
	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更	・官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督員が把握していない作業を行う場合事前に理由を付した書面によって監督員への提出	休日、夜間作業届
	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	・建設業退職金共済制度等への加入義務 （契約締結後１ヶ月以内）	
土木工事共通仕様書 第３編 土木工事共通編 （総則）	3-1-1-2	工程表	・監督員への提出（契約締結後14日以内）	
	3-1-1-4	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	・立会願の監督員への提出 ・設計図書及び監督員の定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施	検査・段階確認書
	3-1-1-5	数量の算出	・出来形数量の監督員への提出	出来形数量の算出資料

【別表３】 施工計画書記載事項

記　載　事　項	検　査　留　意　事　項	備　考
1．工事概要		
2．計画工程表	・施工工程順序は適切か	
3．現場組織表	・現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	
4．指定機械	・設計図書により指定された建設機械に適合しているか	
5．主要船舶・機械	・主要船舶、機械の規格及び確認方法が適切か	
6．主要資材	・品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	
7．施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	・契約図書（技術提案等も含む）で指定された工法、対策となっているか	
8．施工管理計画	・出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	
9．安全管理	・安全訓練実施計画は適切か	
10．緊急時の体制及び対応	・緊急時の連絡体制は適切か ・緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	
11．交通管理	・過積載による違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する処置方法は適切か ・交通整理員配置計画は適切か ・現道工事における安全施設配置は適切か ・工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	
12．環境対策	・騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	
13．現場作業環境の整備	・現場作業事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場及び現場周辺の美装化計画は適切か ・地域周辺行事への積極的参加	
14．再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	・建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか 再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	
15．段階確認に関する事項		
16．イメージアップの実施内容		
17．安全･訓練の活動計画		
18．交通誘導警備員の配置計画		
19．その他	必要に応じて	

【別表４】 工事実施状況

検査項目	検　査　留　意　事　項	検査方法
1. 工程管理	・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力	実施工程表
2. 安全管理	・安全協議会の活動状況（ＫＹ、ＴＢＭ、安全巡視） ・安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設配置状況	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ビデオ 写真
3. 使用材料	・適正な試験機関での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・２次製品のカタログ、パンフレットの添付	関係資料
4. 施工状況	・施工計画書どおりの施工方法	写真
5. 施工管理	・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	・緊急時の対応努力	写真、関係資料
7. 環境対策	・騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処置 ・建設廃棄物の適切な処置 ・再生資源の適切な処置	マニュフェスト、写真
8. 現場作業環境	・現地事務所、作業宿舎等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加	
9. 書類管理	・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 ・安全活動、重機点検記録	

【別表５】 出来形寸法検査基準

工種			検査内容	検査密度
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250 枚につき１箇所以上（ただし、施工数量250 枚以下の場合は２箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	500㎡ につき１箇所以上（ただし、施工延長500㎡ 以下の場合は２箇所以上）
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	１基または１目地間当たり１箇所以上
	石・ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	100m につき１箇所以上（ただし、施工延長100m 以下の場合は２箇所以上） 必要があると認められるときは、抜き取り、保水検査を行う
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	200m につき１箇所以上（ただし、施工延長200m 以下の場合は２箇所以上）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	200m につき１箇所以上（ただし、施工延長200m 以下の場合は２箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200m につき１箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は２箇所以上）
	杭打工等		杭径、杭厚（鋼杭）、基準高 根入長、偏心量	適宜観察
	土工		基準高、幅、法長	200m につき１箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は２箇所以上）
河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	50m につき１箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は２箇所以上）
	浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分函渠は同種構造物ごと２箇所以上
	水門			
海岸・浚渫	堤防護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	50m につき１箇所以上（ただし、施工延長100m 以下の場合は２箇所以上）
	突堤・人工岬			
	海岸堤防			
	防波堤、物揚場工等			
	浚渫（海）		基準高、幅、深さ、延長	音響測深機及びレッドにて測深測線、測深間隔は適宜決定する

工種		検　査　内　容	検　査　密　度
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（３箇所以上）
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	50m につき１箇所以上（ただし、施工延長100m 以下の場合は２箇所以上）
	斜面対策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき１箇所以上（ただし、施工延長100m 以下の場合は２箇所以上）
ダム	ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	５ジョイントにつき１箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	５測点につき１箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	50m につき１箇所以上（ただし、施工延長100m 以下の場合は２箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに１基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は５径間未満は２箇所以上。 ５径間以上は２径間につき１箇所以上
	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は５径間未満は２箇所以上。 ５径間以上は２径間につき１箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100m につき１箇所以上（ただし、施工延長200m 以下の場合は両坑口部を含めて３箇所以上）
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考（１）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

（２）施工延長とは施工延べ延長をいう。

【別表６】 品質検査基準

工種			検 査 内 容	検 査 方 法
共通	材料		(1)品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1)観察又は品質証明により検査する。 (2)場合により実測する。
	基礎工		(1)支持力は、設計図書と対比して適切か (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
	土工		(1)土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2)支持力又は密度は設計図書と対比して適切か	
	無筋、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ		ｺﾝｸﾘｰﾄの強度、ｽﾗﾝﾌﾟ、塩化物総量、ｱﾙｶﾘ骨材反応対策、水ｾﾒﾝﾄ比等は、設計図書と対比して適切か	
	構造物の機能		構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2)支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	(1)主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。

工種	種別	品質管理項目
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・履工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	アルカリ骨材反応対策
	施工	塩化物総量規制
		スランプ試験
		コンクリートの圧縮強度試験
		空気量測定
ガス圧接	施工後試験	外観検査
		超音波探傷検査
既製杭工	材料	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）
	施工	外観検査（鋼管杭）
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験
下層路盤	施工	プルーフローリング
上層路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト安定処理路盤	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		外観検査（混合物）
セメント安定処理路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト舗装	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		外観検査（混合物）
転圧コンクリート	施工	コンクリートの曲げ強度試験
グースアスファルト舗装	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
路床安定処理工	施工	プルーフローリング
表層安定処理工（表層混合処理）	施工	プルーフローリング
固結工	施工	土の一軸圧縮試験
アンカー工	施工	多サイクル確認試験
		１サイクル確認試験
補強土壁工	施工	現場密度の測定
現場吹付法枠工	施工	コンクリートの圧縮強度試験
河川・海岸土工	材料	土の締固め試験
	施工	現場密度の測定
道路土工	施工	土の締固め試験
		ＣＢＲ試験（路床）
	施工	現場密度の測定
捨石工	施工	岩石の見掛比重
		岩石の吸水率
		岩石の圧縮強さ
コンクリートダム	施工	コンクリートの圧縮強度試験
吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ）	施工	コンクリートの圧縮強度試験
ロックボルト（ＮＡＴＭ）	施工	ロックボルトの引抜き試験
路上再生路盤工	施工	ＣＡＥの一軸圧縮試験
路上表層再生工	施工	現場密度の測定
排水性舗装工	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		現場透水試験
		現場密度の測定
プラント再生舗装工	舗設現場	外観検査（混合物）

２－２　検査結果の処理

（１）検査実施の結果、検査対象出来形部分の完成を確認した場合は、受注者に対して検査済証により通知する。

（２）検査実施の結果、検査員が修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して修補指示書（修補内容・期限）により指示を行う。

（３）検査員が修補の指示を出した場合、受注者が工事修補完了届けを監督員に提出後、検査員が修補の完了検査を行い、合格すれば、受注者に対して検査済証により通知する。

（４）建設工事成績評定結果については、工事のしゅん功検査後、文書（建設工事成績評定結果通知書）により受注者に通知を行う。

２－３　参考資料

１）割石、雑割石、野面石又は雑石

合格判定値及び１㎡当り使用個数を次表のとおり定める。

種別＼区別	控　長	合格判定値	使用個数（ケ／㎡）	面の稜辺長さ
割雑	30　cm	＋３　－２ｃｍ	１６ヶ内外	控長の２／３内外
石割	35	〃	１３ヶ内外	〃
及石	45	〃	１０ヶ内外	〃
び	55	〃	７ヶ内外	〃
野雑	30　cm	＋５　－２ｃｍ	２１ヶ内外	
面	35	〃	１６ヶ内外	
石石	45	〃	１２ヶ内外	
又	55	〃	９ヶ内外	
は				

２）捨　石

各重量の標準寸法、立積、合格判定値は次表のとおりとする。

捨　石 １ケ重量ｋｇ	標準寸法 ｃｍ角	立　積 m^3	合格判定値	摘　要
40	25	0.015	立積の－１０％以上	
60	29	0.023	〃	
100	34	0.038	〃	
120	36	0.046	〃	
150	39	0.058	〃	
200	43	0.077	〃	
300	49	0.115	〃	
400	54	0.154	〃	
500	58	0.192	〃	
1,000	73	0.385	〃	

３）コンクリートの圧縮強度（高炉・普通）

シュミットハンマーによるコンクリート圧縮強度の非破壊試験は次の値とする。
また、材令７日、１４日圧縮強度の確認により、２８日圧縮強度を推定する場合は、
各生コンプラントでの実績値に基づく推定の値によること。

コンクリート 圧縮強度 Ｎ／ｍｍ^2	シュミットハンマー 反発硬度（水平値）	コンクリート 圧縮強度 Ｎ／ｍｍ^2	シュミットハンマー 反発硬度（水平値）
8.7	21	17.6	28
11.3	23	18.9	29
12.5	24	20.2	30
13.8	25	21.5	31
15.1	26	22.7	32
16.4	27	24.0	33
		25.3	34

※打撃角度補正に注意すること。

注　○コンクリートの乾湿によって反発硬度が相当変化する。
○打撃はコンクリート面に直角とする。
○最小寸法が２０㎝未満及び鉄筋のカブリが浅い部分では反発度が変化する。
○薄い床版および壁ではなるべく固定辺や指示辺に近いヶ所を選定する。
○はりではその側面で行うのを原則とする。
○測定面としては型枠に接していた面で質が均一でモルタルに覆われた平滑な平面部を選定する。
○測定面内にある豆板・空ほう・露出している砂利などの部分は避けて行う。
○コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下とし、呼び強度との両方を満足するコンクリートで承認する。その場合の強度は承認したコンクリートの品質で検査するものとする。
ただし、上記非破壊試験等により、コンクリートの所要の品質について疑わしい場合は構造物のコンクリートから切り取ったコアーについて圧縮強度試験を行うものとする。

３　成績評定

３－１　岡山県建設工事成績評定及び通知要領

（目的）

第１条　この要領は、岡山県農林水産部、土木部及びその他知事が特に認める機関が発注する建設工事（以下「工事」という。）の技術水準の向上、品質の確保及び請負業者の指導育成を図ることを目的として、工事の成績評定（以下「評定」という。）及び評定の結果の通知（以下「通知」という。）に関して必要な事項を定める。

（評定の対象）

第２条　評定及び通知は、前条に掲げる工事のうち当初の請負代金額が1,000万円以上の工事を対象として実施する。なお、別表１に示す工事については、評定を省略する。ただし、工事の内容により、評定及び通知を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を評定及び通知の対象に加えることとする。

（評定者）

第３条　評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、監督員、担当課長等、検査員の３者が行う。ただし、これによりがたい場合は、工事を発注した所属長が別途指定するものとする。

２　監督員とは、当該工事について岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第16条第２項の規定により契約担当者から委任を受けた者をいう。

３　担当課長等とは、当該工事を所管する県民局農林水産事業部、建設部又は出先機関の課長若しくは班長又は本庁の班長その他これらに類する者をいう。

４　検査員とは、岡山県工事検査規程（昭和41年岡山県訓令第16号）第３条の規程による工事の検査を行う者をいう。

（評定の方法）

第４条　評定は、工事の検査又は監督員により確認した事項に基づき、工事ごとにしゅん功検査の完了後に実施する。

２　工事成績の採点は、別記様式第１「工事成績採点表」により行うものとする。

３　細目別評定点の算出は、別記様式第２「細目別評定点採点表」により行うものとする。

４　評定結果は、別記様式第３「建設工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定表の提出等）

第５条　評定者は、評定を実施した後、評定表を遅滞なく知事又は県民局長等（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

２　知事等は、前項の規定により評定表の提出を受けたときは、別記様式第４「建設工事成績評定結果通知書」により当該評定の結果を速やかに当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に通知する。

（評定の修正）

第６条　評定者は、前条の規定により評定の結果を通知した後においてかしが判明したこと等により、当該評定を修正する必要が生じたときは、速やかにこれを修正し、知事等に提出するものとする。

２　前条第２項の規程は前項の場合において準用する。

（説明の請求）

第７条　前２条の規程による評定の結果の通知を受けた請負者は、知事等に対して評定点について説明を求めることが出来る。

２　前項の規定による説明の請求は、評定の結果の通知を受け取った日から起算して14日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）以内に書面により行わなければならない。

３　前項の規定による書面の提出先は、工事を発注した本庁担当課又は県民局農林水産事業部、建設部もしくは出先事務所等の長あてとする。

（説明の請求に対する回答）

第８条　知事等は、前条の規定による説明を求められたときは、求められた内容についての回答を別記様式第５「建設工事成績評定結果説明書」により速やかに行わなければならない。

２　知事等は、前項の規定により回答するときは、回答する内容について建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることが出来る。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、評定及び通知に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 13 年１月１日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年１月１日から施行する。

附則

平成 28 年２月 15 日　考査項目別運用表に港湾工事を追加

附則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

別表１　評定を省略する工事

（１）工事目的物を伴わない建設工事 撤去のみの工事（旧橋撤去、土砂（残土・崩土）撤去等）、掘削（堆積物の掘削など単純な維持管理的な工事）のみの工事、仮設構造物のみの工事
（２）簡易な維持修繕工事等 道路照明、排水ポンプ等の既存施設の部品交換のみの簡易な維持修繕工事等
（３）災害復旧及び災害の防止のため速やかな施工が求められる応急的又は緊急的に行う工事

３－２　工事成績採点表及び考査項目別運用表（土木工事用）

別記様式第1

工 事 成 績 採 点 表

年　月　日　作成
岡山県　県民局建設部

工事名														契約金額(最終)							
請負者名							工期	年　月　日から　年　月　日						完成年月日	年　月　日						
		監督員					担当課長等							検査員(既済・中間)	検査員(完成)						
		職・氏名					職・氏名							職・氏名	職・氏名						
考査項目	細　別	a	b	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e		a1	a2	b1	b2	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	＋1.0	＋0.5	0	−5.0	−10															
	Ⅱ. 配置技術者	＋3.0	＋1.5	0	−5.0	−10															
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	＋4.0	＋2.0	0	−5.0	−10								点(＋5.0 ～ −15)	＋5.0		＋2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ. 工程管理	＋4.0	＋2.0	0	−5.0	−10	＋2.0		＋1.0		0	−7.5	−15								
	Ⅲ. 安全対策	＋5.0	＋2.5	0	−5.0	−10	＋3.0		＋1.5		0	−7.5	−15								
	Ⅳ. 対外関係	＋2.0	＋1.0	0	−2.5	−5.0															
3. 出来形	Ⅰ. 出来形	＋4.0	＋2.0	0	−2.5	−5.0								点(＋10 ～ −20)	＋10	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	−10	−20
及び	Ⅱ. 品　質	＋5.0	＋2.5	0	−2.5	−5.0								点(＋15 ～ −25)	＋15	＋12	＋7.5	＋4.0	0	−12.5	−25
出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ													点(＋5.0 ～ −5.0)	＋5.0		＋2.5		0	−5.0	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応　※2						+20.0 ～ 0														
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫　※3	＋7.0 ～ 0																			
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						＋10.0	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±　.　点					±　.　点							±　.　点	±　.　点						
評定点(65点±加減点合計)　※1		①　.　点					②　.　点							③　.　点	④　.　点						
評 定 点 計		＿＿＿＿点　○既済部分(中間)検査があった場合:(①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.2＋④　点×0.2)＝　点 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合:(①　点×0.4＋②　点×0.2＋④　点×0.4)＝　点																			
7.法令遵守等　※7							点														
評定点合計　※8		点　○評定点計(　点)－法令遵守等(　点)　＝　点																			
所　見　※5		(監督員)					(担当課長等)							(検査員)							

※1　65点 ＋ 1.～3.の評定(加減点合計) ＋ 4.～6.の評定(加点合計) ＝ 評定点
各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5　所見は必ず記載する。
※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表(別紙－1～別紙－4)により、工事成績考査項目評価シートに記入する。
※7　法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。
※8　評定合計は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 考 査 項 目 評 価 シ ー ト

工　事　名		契約金額(最終)	
請 負 者 名		工　期	～　　完成年月日

| 考　査　項　目 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | |
|---|
| 【監督員】 |
| 1. 施工体制 | Ⅰ. 施工体制一般 | ／ % |
| | Ⅱ. 配置技術者 | ／ % |
| 2. 施工状況 | Ⅰ. 施工管理 | ／ % |
| | Ⅱ. 工程管理 | ／ % |
| | Ⅲ. 安全対策 | ／ % |
| | Ⅳ. 対外関係 | ／ % |
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅰ. 出来形 | ／ % |
| | Ⅱ. 品　質 | ／ % |
| 5. 創意工夫 | Ⅰ. 創意工夫 |
| 【担当課長等】 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | |
| 2. 施工状況 | Ⅱ. 工程管理 |
| | Ⅲ. 安全対策 |
| 4. 工事特性 | Ⅰ. 施工条件等への対応 |
| 6. 社会性等 | Ⅰ. 地域への貢献度 |
| 8. 法令遵守 | | | -20 | -15 | -13 | -10 | -8 | -5 | -3 | その他 | 該当なし |
| 【検査員】 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | |
| 2. 施工状況 | Ⅰ. 施工管理 | ／ % |
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅰ. 出来形 | ／ % |
| | Ⅱ. 品　質 | ／ % |
| | Ⅲ. 出来ばえ |

※ 記入要領

－	当該設計書に該当しない事項
○	当該設計書に該当する事項で実施している場合
空欄	当該設計書に該当する事項で実施していない場合や監督員の指導や助言があった場合

別記様式第２

細 目 別 評 定 点 採 点 表

項目	細目	① 監督員	② 担当課長等	③ 検査員（既済・中間）	④ 検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
１.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	（ 1.0 ）×0.4+2.9= 3.3 点				3.3 点	
	Ⅱ.配置技術者	（ 3.0 ）×0.4+2.9= 4.1 点				4.1 点	
２.施工状況	Ⅰ.施工管理	（ 4.0 ）×0.4+2.9= 4.5 点		（ ）×0.4+6.5= 点	（ 5.0 ）×0.4+6.5= 8.5 点	13.0 点	
	Ⅱ.工程管理	（ 4.0 ）×0.4+2.9= 4.5 点	（ 2.0 ）×0.2+3.2= 3.6 点			8.1 点	・
	Ⅲ.安全対策	（ 5.0 ）×0.4+2.9= 4.9 点	（ 3.0 ）×0.2+3.3= 3.9 点			8.8 点	
	Ⅳ.対外関係	（ 2.0 ）×0.4+2.9= 3.7 点				3.7 点	
３.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	（ 4.0 ）×0.4+2.8= 4.4 点		（ ）×0.4+6.5= 点	（ 10.0 ）×0.4+6.5= 10.5 点	14.9 点	
	Ⅱ.品質	（ 5.0 ）×0.4+2.9= 4.9 点		（ ）×0.4+6.5= 点	（ 15.0 ）×0.4+6.5= 12.5 点	17.4 点	
	Ⅲ.出来ばえ			（ ）×0.4+6.5= 点	（ 5.0 ）×0.4+6.5= 8.5 点	8.5 点	
４.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応		（ 20.0 ）×0.2+3.3= 7.3 点			7.3 点	
５.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	（ 7.0 ）×0.4+2.9= 5.7 点				5.7 点	
６.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等		（ 10.0 ）×0.2+3.2= 5.2 点			5.2 点	
７.法令遵守等			（ ）×１．０= 点				
					評定点合計	１００点	

＊ 既済（中間）検査があった場合　（①＋②＋③×０．５＋④×０．５）＝細目別評定点（既済、中間検査が２回以上の場合は、③を平均する。）
＊ 既済（中間）検査がなかった場合　(①＋②＋④)＝細目別評定点

＊ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

建 設 工 事 成 績 評 定 表

年　月　日

（課・局・事務所名）
県民局建設部

工事番号		
工事名		
業種		
契約金額	当初	円
	最終	円
工期	当初	年　月　日　～　年　月　日
	最終	年　月　日　～　年　月　日
完成年月日		年　月　日
完成検査年月日		年　月　日
請負者		
現場代理人氏名		
主任又は監理技術者氏名		
完成検査検査員職氏名		印
評定点計		点
法令遵守等		点
評定点合計		点

別記様式第４号

第　　号
年　月　日

〒
（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　**殿**

県民局長　　印

建 設 工 事 成 績 評 定 結 果 通 知 書

貴者が受注した工事について、岡山県建設工事成績評定及び通知要領に基づき、評定結果を通知します。

なお、評定の結果については、この書面を受け取った日から起算して14日（「休日」を除く。）以内に、当職に対して書面により、説明を求めることができます。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は右記のとおりです。

記

1　工事名及び工事番号

2　業　　種

3　工　　期

年　月　日　から
年　月　日　まで

4　完成検査年月日
年　月　日

5　評　定　点
点　項目別評定点は別表１のとおり

6　現場代理人等
現場代理人
○○技術者

7　説明請求書類送付先
〒
（住所）

県民局　建設部長　　あて

8　手続き問い合わせ先
〒
（住所）

県民局　建設部建設企画課

ＴＥＬ　　内線

別表　1

項　目　別　評　定　点

工事番号：
工 事 名 ：

１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／　3.3 点
	Ⅱ．配置技術者	／　4.1 点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	／　13.0 点
	Ⅱ．工程管理	／　8.1 点
	Ⅲ．安全対策	／　8.8 点
	Ⅳ．対外関係	／　3.7 点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／　14.9 点
	Ⅱ．品質	／　17.4 点
	Ⅲ．出来ばえ	／　8.5 点
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	／　7.3 点
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	／　5.7 点
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	／　5.2 点
７．法令遵守等		
評定点合計		／　100.0 点

記様式第５号

第　　号
年　月　日

〒
（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　**殿**

県民局長　　印

建 設 工 事 成 績 評 定 結 果 説 明 書

年　月　日付け　　により、貴者より請求のありました工事の成績評定結果に対する説明請求について、次のとおり回答いたします。

記

1　工事名及び工事番号

2　業　　種

3　工　　期

年　月　日　から
年　月　日　まで

4　完 成 検 査 年 月 日

年　月　日

5　説　　明

説　明　項　目	説　　明
① 施工体制	
② 工事実施状況	
③ 出来形及び品質・出来ばえ	
④ その他	

別記様式第1

工 事 成 績 採 点 表

年　月　日　作成
岡山県　県民局建設部

工事名															契約金額(最終)							
請負者名										工期	年　月　日から　年　月　日				完成年月日	年　月　日						
		監督員					担当課長等							検査員(既済・中間)	検査員(完成)							
		職・氏名					職・氏名							職・氏名	職・氏名							
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e		a1	a2	b1	b2	c	d	e	
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	＋1.0	＋0.5	0	−5.0	−10																
	Ⅱ. 配置技術者	＋3.0	＋1.5	0	−5.0	−10																
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	＋4.0	＋2.0	0	−5.0	−10								点(＋5.0 ～ −15)	＋5.0		＋2.5		0	−7.5	−15	
	Ⅱ. 工程管理	＋4.0	＋2.0	0	−5.0	−10	＋2.0		＋1.0		0	−7.5	−15									
	Ⅲ. 安全対策	＋5.0	＋2.5	0	−5.0	−10	＋3.0		＋1.5		0	−7.5	−15									
	Ⅳ. 対外関係	＋2.0	＋1.0	0	−2.5	−5.0																
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	＋4.0	＋2.0	0	−2.5	−5.0								点(＋10 ～ −20)	＋10	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	−10	−20	
	Ⅱ. 品　質	＋5.0	＋2.5	0	−2.5	−5.0								点(＋15 ～ −25)	＋15	＋12	＋7.5	＋4.0	0	−12.5	−25	
	Ⅲ. 出来ばえ													点(＋5.0 ～ −5.0)	＋5.0		＋2.5		0	−5.0		
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応　※2						+20.0 ～ 0															
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫　※3	＋7.0 ～ 0																				
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						＋10.0	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0											
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±　.　点					±　.　点							±　.　点	±　.　点							
評定点(65点±加減点合計)　※1		①　.　点					②　.　点							③　.　点	④　.　点							
評定点計		＿＿＿＿＿点　○既済部分(中間)検査があった場合:(①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.2＋④　点×0.2)＝　点 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合:(①　点×0.4＋②　点×0.2＋④　点×0.4)＝　点																				
7.法令遵守等　※7							点															
評定点合計　※8		点　○評定点計(　点)－法令遵守等(　点)　＝　点																				
所見　※5		(監督員)					(担当課長等)							(検査員)								

※1　65点 ＋ 1.～3.の評定(加減点合計) ＋ 4.～6.の評定(加点合計) ＝ 評定点
各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5　所見は必ず記載する。
※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表(別紙－1～別紙－4)により、工事成績考査項目評価シートに記入する。
※7　法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。
※8　評定合計は、四捨五入により整数とする。

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の評価に該当しない	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である

●評価対象項目

1　施工計画書（簡易な施工計画書含む。）を、工事着手前に提出している。
2　作業分担の範囲を施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
3　工事カルテの登録（５００万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約及び変更契約後１０日以内に（手続き・申請）が行われている。
4　資材等の使用承諾願い及び使用報告書（カタログ・品質証明書等を含む）の提出が適時的確に行われている。
5　建設業退職金共済制度（１，０００万円以上）の証紙の購入が適切に行われていることが確認できる。
6　施工体制台帳を現場に備え付け、施工体系図を現場に掲げている。
7　施工体制台帳は適時的確に提出され、施工体制台帳に記載された施工区分以外は対応してないことが確認できる。
8　建設リサイクル法に基づく工作物工事の届出済証（ステッカー）が現場の見やすい場所に掲示していることが確認できる。
9　建設リサイクル法に基づく「再生資源化等報告」の手続きが適時的確に行われている。
１０　元請が下請の作業成果を検査している。
１１　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
１２　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
１３　工場製作期間における技術者を適切に配置している。
１４　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
１５　その他

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□　施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
1.施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	技術者の配置が適切である。	技術者の配置がほぼ適切である。	他の評価に該当しない	技術者の配置がやや不適切である	技術者の配置が不適切である

●評価対象項目

【全体を評価する項目】

1　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
2　施工に先立ち、創意工夫または提案を持って工事を進めている。
3　港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。
4　港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。

【現場代理人を評価する項目】

5　常駐して工事全体を把握している。
6　設計図書と現場との相違があった場合は監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
7　現場代理人として、監督員との連絡を書面で行っている。
8　監督員への報告を適時及び的確に行っている。

【監理（主任）技術者を評価する項目】

9　工事全体を把握し、技術的判断に優れ良好な施工に努めている。
１０　書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
１１　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
１２　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
１３　下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
１４　監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
１５　その他

（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・　・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□　配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□　配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である

●評価対象項目

１　契約書１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。
２　施工計画書と現場施工管理が一致している。
３　施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
４　現場条件の変化に対して、適切に対応している。
５　工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
６　工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。
７　日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
８　日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
９　現場内の整理整頓を日常的に行っている。
１０　現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
１１　指定材料の品質保証書及び写真等を整理している。
１２　工事記録写真は工種毎・施工順等一連的に整理され、不可視部分も適時的確に整理されている。
１３　工事打合せ簿を、不足無く整理している。
１４　段階確認、立会いの申請が適切な時期に行われている。
１５　建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
１６　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
１７　その他（理由：　　）

□　施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□　施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅱ.工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である

●評価対象項目

1　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
2　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
3　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
4　時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
5　工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
6　計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
7　その他（理由：　　）

□　工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□　工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。
⑤　岡山県週休２日工事特記仕様書による週休２日工事を達成した場合は、上記①～④によって得た評価を１段階上げる（既にａ評価の場合はａとする）。ただし、工程管理に関して文書による改善指示が行われた場合は、規定どおりｄ又はｅ評価とする。

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>安全対策が適切である</td><td>安全対策がほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>安全対策がやや不適切である</td><td>安全対策が不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
１　災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回/ 月以上活動し、記録が整備されている。
２　店社パトロールを１回/月以上実施し、記録が整備されている。
３　安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
４　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し、記録が整備されている。
５　安全巡視、ＴＢＭ（安全対策ミーティング）、ＫＹ（危険予防対策）等を実施し、記録を整備されている。
６　新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分に反映され、記録が整備されている。
７　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
８　過積載防止に取り組んでいる。
９　仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
１０　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
１１　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
１２　港湾工事安全施工指針に基づく安全管理が行われている。
１３　その他
（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅳ. 対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>対外関係が適切である</td><td>対外関係がほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>対外関係がやや不適切である</td><td>対外関係が不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
１　関係官公庁等と調整を行い、トラブルの発生が無い。
２　地元との適切な調整を行い、トラブルの発生が無い。
３　第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
４　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
５　工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
６　その他
（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形
及び出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、ｂに該当しない。</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="4">①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>機械設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
出来形管理が適切である</td><td>b
出来形管理がほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
出来形管理がやや不適切である

□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>e
出来形管理が不適切である

□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
１　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
２　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
３　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
４　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
５　不可視部分の出来形を写真撮影している。
６　塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
７　溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
８　社内の管理基準に基づき管理している。
９　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
１０　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
１１　製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。
１２　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考　査　項　目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形 及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形管理がやや不適切である	出来形管理が不適切である
		●評価対象項目 １　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ２　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ３　不可視部分の出来形を写真撮影している。 ４　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ５　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ６　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ７　設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ８　配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ９　測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 １０　行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 １１　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 １２　社内の管理基準に基づき管理している。 １３　製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 １４　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c			□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><td>考　査　項　目</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>３．出来形
及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>港湾浚渫工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
品質管理が適切である</td><td>b
品質管理がほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
品質管理がやや不適切である</td><td>e
品質管理が不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【共通】
１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　既設構造物に影響の無いよう十分検討して施工されている。
３　一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。
４　作業船（機械）が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
【浚渫・床掘関係】
５　土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。
６　浚渫工又は床掘工について契約図書に定められた施工上の注意事項が守られている。
７　土砂処分における土質改良が適切に行われている。
８　土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。
９　浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入した場合、適正に分別処理され施工している。
１０　土砂仮置場における飛散防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。
１１　土捨場に制限がある場合、必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。
１２　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b
評価値が 60%未満・・・・・・・・・c</td><td colspan="2">□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　契約書第１７条に基づき 、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形
及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>機械工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>品質管理が適切である</td><td>品質管理がほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>品質管理がやや不適切
である</td><td>品質管理が不適切
である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
１　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
２　設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
３　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
４　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
５　溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
６　塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
７　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
８　操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
９　小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
１０　設備の取扱説明書を工夫している。
１１　完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
１２　機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
１３　設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
１４　二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
１５　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
１６　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
１７　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
１８　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
１９　現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
２０　その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）</td><td>□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●判断基準
評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

⑤　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
⑥　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
⑦　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
⑧　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考　査　項　目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形 及び出来ばえ Ⅱ．品質	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
		●評価対象項目 １　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ２　材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ３　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ４　設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ５　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ６　ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ７　操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ８　設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ９　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 １０　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 １１　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 １２　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 １３　その他 （理由：　　）			□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ⑨　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑩　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑪　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ⑫　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

別紙－１

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="2">工　夫　事　項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5.創意工夫</td><td>Ⅰ．創意工夫</td><td colspan="2">【施工】
１　施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
２　コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
３　土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
４　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
５　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
６　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
７　照明などの視界の確保に関する工夫。
８　仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
９　運搬車両、施工機械等に関する工夫。
１０　支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
１１　盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
１２　施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
１３　出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
１４　施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
１５　情報化施工技術を活用した工事。（ＩＣＴ活用工事の場合は除く。）
１６　特殊な工法や材料を用いた工事。
１７　優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
【品質】
１８　土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
１９　コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
２０　鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
２１　配筋、溶接作業等に関する工夫。
【安全衛生】
２２　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
２３　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
２４　現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
２５　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
２６　一般重車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫。
２７　厳しい作業環境の改善に関する工夫。
２８　環境保全に関する工夫。</td><td>【その他】
２９　その他（理由：　　）
３０　その他（理由：　　）
３１　その他（理由：　　）

ＩＣＴ活用工事に係る評価
岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領によりＩＣＴ活用工事について、
①３次元起工測量
②３次元設計データ作成
③ＩＣＴ建設機械による施工
④３次元出来形管理等の施工管理
⑤３次元データの納品
以上①～⑤のプロセスをそれぞれ実施した場合は、下欄の※１～※４に加えて、次により加点評価する。（ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、他の創意工夫と合わせて最大１４点の範囲の加点評価となる。）
・５プロセス全てを実施した場合　　７点
・４つ又は３つのプロセスを実施した場合　５点
・２つ又は１つのプロセスを実施した場合　３点</td></tr>
<tr><td>記述評価
（評価内容を詳細記述）</td><td>評　　点：　　点</td><td>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</td></tr>
</table>

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい（１項目３点まで）。
※３．全体で最大７点の範囲の加点評価とする。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
【運　用】　創意工夫においては、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し施工等に反映されていた場合に評価する。

別紙－２

考査項目別運用表

（担　当　課　長　等）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>工程管理が優れている</td><td>工程管理がやや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>工程管理がやや劣っている</td><td>工程管理が劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="6">※該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類をもとに総合的に判断して評価する。
●評価対象項目
１　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
２　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
３　工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
４　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
５　災害復旧工事など工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
６　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
７　その他（理由：　　）
●判断基準
①上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。
②岡山県週休２日工事特記仕様書による週休２日工事を達成した場合は、上記①によって得た評価を１段階上げる（既にａ評価の場合はａとする）。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="6">安全対策が優れている　／　安全対策がやや優れている　／　他の評価に該当しない　／　安全対策がやや劣っている　／　安全対策が劣っている
※該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類をもとに総合的に判断して評価する。
●評価対象項目
１　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
２　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
３　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
４　安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
５　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
６　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
７　その他（理由：　　）
●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

別紙－２

考査項目別運用表

（担　当　課　長　等）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □　1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　3. その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	(1. について) 切土の土工量：20 万㎥以上、盛土の土工量：15 万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万㎥以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎥/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上、地盤改良工事の改良長さ：30m 以上、基礎工事のマウンド天端：-14m 以深、ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量：2000t 以上、ブロック類製作工事のブロック質量：50t 以上、防波堤又は、岸壁工事の構造物水深：-14m 以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 （遠距離土捨て、大型ケーソンの長距離回航、施工実績の少ない新工法・新技術等） ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □　4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　7. 供用中の港湾施設等の利用規制、現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　8. 緊急時に対応が特に必要な工事 □　9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □　10. その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 ・養殖漁業への工時の影響に特段配慮が必要な工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整（漁業者、海事関係者、近隣住民）や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事。 ・水深 25m を超える大水深での潜水作業を行う工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 ・供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、作業船舶、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

別紙－２

考査項目別運用表

（担　当　課　長　等）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　15. その他（理由：　　） □ ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 ・波浪等の影響が特に工事工程制約となる工事。A海域（供用係数ランク４以上の海域等） ・潮流が速い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □　16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □　17. その他 （　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	
	評　価	評　点：＿＿＿＿点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。　　※２．評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

別紙－２

考査項目別運用表

（担　当　課　長　等）

考査項目	細　　別	a	b	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	地域への貢献度が優れている	地域への貢献度がやや優れている	他の評価に該当しない

※該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などをもとに総合的に判断して評価する。

●評価対象項目

1　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
2　現場事務所や作業現場を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
3　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
4　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
5　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
6　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救護活動への積極的な協力を行った。
7　県内産資材の優先使用及び県内下請業者の優先活用に取り組んだ。
8　その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準

※上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ評価を行う。（ａ・ｂの評価については細分化した点数で総合的に評価する。）

別紙－２

考査項目別運用表

（担　当　課　長　等）

考　査　項　目	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表

７．法令遵守等

措　置　内　容	点　数
□　1.指名停止４ヶ月以上	－　２０点
□　2.指名停止３ヶ月以上４ヶ月未満	－　１５点
□　3.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　１３点
□　4.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　１０点
□　5.文書注意	－　8点
□　6.口頭注意	－　5点
□　7.　工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－　3点
□　8.その他（理由：　　）	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、「施工にあたって工事関係者が下記の適応事例などで上表の措置があった場合」に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　現場代理人を兼務した場合において虚偽の届出をしたことにより指名停止等の措置を受けた場合は、上記の減点を行わないこととする。

【上記で評価する場合の適応事例】

１．岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、当該工事について、県から指名停止等の措置を受けた場合。
２．施行体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
３．総合評価落札方式における措置
・総合評価落札方式で入札を行った工事において、請負者の責めにより、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合。
「８．その他で、未実施の評価項目ごとに５点減点する。」
※岡山県建設工事総合評価落札方式要領第 16 条
・総合評価落札方式で入札を行った工事において、病休、死亡、退職等の特別な理由により配置技術者の変更を行った場合で、総合評価における加算点が減少した場合。
「８．その他で、２点減点する。」
※（専任指導技術者を配置した場合）専任指導技術者についても同様に取り扱う。
・総合評価落札方式で入札を行った場合において、配置申請していた専任指導技術者が、病休、死亡、退職等の特別な理由以外の理由により配置できない場合。
「８．その他で、３点を減点する。なお、上記に伴い指名停止等の措置を行った場合も減点は３点とし、これに重複した減点は行わない。」
※専任指導技術者が専任で配置すべきところを専任で配置されない場合も含む。

理由：
（　　）

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の評価に該当しない	施工管理がやや劣っている	施工管理が劣っている

●評価対象項目

１　契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行い監督員の確認を受け施工がなされている。
２　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
３　工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
４　現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
５　工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
６　立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
７　建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
８　施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。
９　下請けに対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
１０　工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
１１　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
１２　その他

（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□　施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。

□　施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・a1
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b1
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	a1	a2	b1	b2	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a1～b2に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

1　出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表に工夫していることが確認できる。
2　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
3　不可視部分の出来形が写真で判断できる。
4　写真管理基準の管理項目を満足している。
5　出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
6　その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※　ばらつきの判断は別紙参照

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び出来ばえ	機械設備工事	出来形管理が優れている	出来形管理が ｂ１より優れている	出来形管理が やや優れている	出来形管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	出来形管理が やや劣っている	出来形管理が 劣っている
Ⅰ．出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 １　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ２　設備全般にわたり形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ３　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ４　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ５　不可視部分の出来形が写真確認できる。 ６　塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ７　溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ８　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ９　設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 １０　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 １１　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ｃ ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	出来形管理が優れている	出来形管理がｂ１より優れている	出来形管理がやや優れている	出来形管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	出来形管理がやや劣っている	出来形管理が劣っている

●評価対象項目

１　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
２　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
３　写真管理基準の管理項目を満足している。
４　不可視部分の出来形が写真で確認できる。
５　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
６　設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
７　設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
８　配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
９　行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
１０　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１１　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
１２　その他（理由：　　）

□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

１　各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
２　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
３　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
４　コンクリート一層の打設厚さは５０ｃｍ以下で均等厚に連続して打設されていることが確認できる。
５　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高（１．５ｍ以内）及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
６　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
７　コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
８　鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
９　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
１０　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１１　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
１２　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１３　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１４　有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。）
１５　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工事 （切土、盛土、堤防、ため池等工事）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

１　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
２　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
３　置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
４　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
５　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
６　芝付け及び種子吹付等を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
７　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
８　土羽部の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
９　ＣＢＲ試験等（購入土・流用土等）の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
１０　法面に有害な亀裂がない。
１１　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
１２　掘削（切土）部法面の浮き石・木根等が適切に除去されていることが確認できる。
１３　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	護岸・根固・水制工事	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

１　施工基面が平滑に仕上げていることが確認できる。
２　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じていないよう十分に行っていることが確認できる。
３　緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
４　石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
５　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
６　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
７　植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
８　根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
９　護岸（ブロック・擁壁）の打ち継ぎ面は清掃され湿潤な状態（水洗い等）が確認できる。
１０　指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
１１　基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
１２　コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
１３　施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
１４　埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１５　有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。）
１６　矢板護岸の品質等が確認できる。
１７　矢板護岸の打ち込み等施工状況が確認できる。
１８　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	鋼橋工事 （ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

【工場製作関係】

１　鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
２　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
３　溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
４　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
５　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
６　欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
７　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
８　素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
９　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
１０　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
１１　その他（理由：　　）

【架設関係】

１２　ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。
１３　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
１４　高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
１５　高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
１６　支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切り勾配がついているとが確認できる。
１７　架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
１８　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
１９　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
２０　現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
２１　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）（１／２）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 【共通】 １　各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 ２　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ３　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ４　運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められ条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ５　コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ６　地山との取り合わせが適切に行われているとが確認できる。 ７　鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ８　有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。） ９　その他（理由：　　） 【砂防構造物工事に適用】 １０　コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 １１　鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 １２　施工基面が平滑に仕上げられ、岩部の浮き石の除去・水洗い等が行われていることが確認できる。 １３　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 １４　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 １５　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 １６　その他（理由：　　） 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】 １７　アンカーの施工が、設計図書の仕様（掘削深長・間隔・挿入角度緊張等）を満足していることが確認できる。 １８　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 １９　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ２０　集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ２１　材料の品質及び形状が設計図書との適正確認が出来、証明書が整備されている。 ２２　材料挿入後の管内清掃行為が確認できる ２３　その他（理由：　　）		□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。			

別紙－３

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）（２／２）							

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	舗装工事（１／２）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
Ⅱ．品質		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 １　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。 ２　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 ３　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ４　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ５　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ６　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ７　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ８　その他（理由：　　） 【アスファルト舗装工関係】 ９　各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出されたアスファルトプラントの製品であることが確認できる。 １０　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 １１　プラント出荷時、現場到達時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 １２　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 １３　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値（縦継目１５ｃｍ・横継目１ｍ）以上であることが確認できる。 １４　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 １５　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 １６　その他（理由：　　） 【コンクリート舗装工関係】 １７　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 １８　各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 １９　舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ２０　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ２１　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ２２　運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ２３　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ２４　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ２５　鉄筋はコンクリートの中央位置へ配置していることが確認できる。 ２６　その他（理由：　　）		□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。			

別紙－３

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事 （２／２）	●判断基準						

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事 （１／２）	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 【共　通】 １　施工基面が平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ２　施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石ゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ３　盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ４　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ５　使用材料（肥料・種子・セメント等）の使用量（空袋数等）が確認できる。 ６　その他（理由：　　） 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ７　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ８　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ９　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 １０　吹付け厚さが均等であることが確認できる。 １１　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 １２　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 １３　その他（理由：　　） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 １４　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 １５　金網の重ね幅が、１０㎝以上確保されていることが確認できる。 １６　金網が破損を生じていないことが確認できる。 １７　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 １８　吹付け厚さが均等であることが確認できる。 １９　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。 ２０　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ２１　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ２２　法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ２３　ネット（金網等）の留めアンカーの打ち込みは十分で固定されている。 ２４　その他（理由：　　）		□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。			

別紙－３

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事 （２／２）	【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 ２５　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ２６　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ２７　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ２８　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ２９　枠内に空隙が無いことが確認できる。 ３０　層間にはく離が無いことが確認できる。 ３１　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ３２　その他（理由：　　） 【ポケット式落石防止工関係】 ３３　ルーフアンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。 ３４　岩盤への削孔深が設計値以上であることが確認できる。 ３５　孔内に挿入したルーフアンカーの打ち込み状況及び固定されていることが確認できる。 ３６　注入剤（セメントミルク）の充填状況が確認できる。 ３７　金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。 ３８　その他（理由：　　） ●判断基準						

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工事及び地盤改良工事	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

１　杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
２　既製杭の打止め管理方法または場所打杭の施工管理の方法が整備され、その記録を整理していることが確認できる。
３　杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
４　水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
５　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
６　支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
７　場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
８　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
９　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１０　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
１１　裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
１２　強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
１３　その他（理由：　　）

【地盤改良関係】

１４　施工地盤は不陸整成され、安定剤が路床土と均一に撹拌混合されていることが確認できる。
１５　安定剤の散布及び混合時に粉塵等の対策が実施されている。
１６　置き換え掘削深さ及び幅は設計書とおり確保され、一層の敷均し厚は仕上がり厚２０ｃｍ以下で十分に締め固められている。
１７　サンドドレーン・ペーパードレーン工法では、材料の使用量が記録により確認できる。
１８　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１９　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
２０　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
２１　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
２２　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	海岸工事	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 １　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ２　運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ３　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ４　コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 ５　転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 ６　捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられてことが確認できる。 ７　工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ８　台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ９　その他（理由：　　）					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

１　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
２　各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
３　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
４　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
５　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固方法が、定められた条件を満足していることが確認できる（寒中及び暑中コンクリート等を含む)。
６　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
７　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
８　鉄筋の引張強度及び曲げ強度が試験値で、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
９　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
１０　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
１１　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１２　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１３　スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
１４　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１５　使用する装置及び機器のキャリブレーションが事前に実施していることが確認できる。
１６　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１７　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１８　コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
１９　有害なクラックが無い。(有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招く等のおそれがあるクラックのことをいう。)
２０　その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

１　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
２　ケレンを入念に実施していることが確認できる。
３　天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
４　塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
５　鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
６　塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
７　塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
８　溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
９　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
１０　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル工事	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている □　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質管理が劣っている □　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

１　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
２　各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
３　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
４　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
５　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
６　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
７　設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
８　坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
９　計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工が行われていることが確認できる。
１０　金網の継ぎ目を１５㎝以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
１１　吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが１５㎝以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
１２　吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
１３　ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１４　防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
１５　逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる
１６　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	植栽工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

１　活着が促されるよう管理していることが確認できる。
２　樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
３　樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
４　施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
５　肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
６　植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
７　添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
８　樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
９　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	防護柵（網）・ 標識・区画線等 設置工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

１　防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
２　防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
３　防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
４　防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
５　基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
６　防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
７　ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
８　ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
９　ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
１０　区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１１　区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１２　区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
１３　区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
１４　プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
１５　区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１６　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ	電線共同溝工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
Ⅱ．品質		●評価対象項目 １　指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ２　管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ３　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ４　特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ５　特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ６　埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ７　舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ８　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ９　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 １０　その他（理由：　　）					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造工事（浚渫･床堀工事）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
３　航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
４　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
５　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
６　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
７　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。

【浚渫・床掘関係】

８　土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。
９　潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。
１０　土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。
１１　土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度よく平坦に仕上がっている。
１２　土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。
１３　土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。
（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む。）
１４　浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。
１５　浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
１６　土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。
１７　置換材の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
１８　砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。
１９　その他

（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造工事（地盤改良工事）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
３　航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
４　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
５　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
６　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
７　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。

【地盤改良関係】

８　改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
９　浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
１０　ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
１１　ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。
１２　深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。
１３　前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。
１４　盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
１５　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

⑤　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
⑥　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
⑦　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
⑧　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造工事（マット、捨石及び均し工事）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている □　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質管理が劣っている □　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
３　航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
４　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
５　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
６　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
７　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。

【マット、捨石及び均し関係】

８　捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
９　マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
１０　捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
１１　裏込めが既設構造物及び砂防目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
１２　捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。
１３　施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。
１４　マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
１５　捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
１６　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

⑨　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
⑩　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
⑪　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
⑫　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造工事（本体：杭及び矢板、控工工事）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
３　航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
４　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
５　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
６　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
７　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。

【本体：杭及び矢板、控工関係】

８　鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
９　鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処理されていることが確認できる。
１０　杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。
１１　杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
１２　腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板護岸に密着させていることが確認できる。
１３　タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
１４　溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。
１５　その他

（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

⑬　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
⑭　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
⑮　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
⑯　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造工事（本体：ケーソン据付、ブロック据付工事）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

【共通】

１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
３　航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
４　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
５　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
６　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
７　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。

【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】

８　ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
９　ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
１０　ケーソン据付等及び中詰めにおいてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
１１　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
１２　ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
１３　ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期に選定されていることが確認できる。
１４　ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
１５　ケーソン注水時の隔室の水頭差が１ｍ以内になるように管理されていることが確認できる。
１６　ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。
１７　中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
１８　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

⑰　１７当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
⑱　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
⑲　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
⑳　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造工事（コンクリート工事）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
３　航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
４　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
５　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
６　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
７　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。

【コンクリート関係】

８　各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
９　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
１０　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
１１　コンクリート一層の打設厚さは５０ｃｍ以下で均等厚に連続して打設されていることが確認できる。
１２　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高（１．５ｍ以内）及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
１３　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
１４　コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
１５　鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
１６　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
１７　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
１８　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
１９　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
２０　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
２１　有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。）
２２　その他

（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。

㉑　弐壱当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
㉒　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
㉓　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
㉔　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	建築工事	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

１　材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。
２　部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。
３　機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。
４　室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺えることが確認できる。
５　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 １　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ２　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ３　監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ４　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ５　理由： ６　理由： ７　理由： ８　理由：					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	維持工事 （清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 １　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ２　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ３　監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ４　緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ５　理由： ６　理由： ７　理由： ８　理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ｃ ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ	機械設備工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
Ⅱ．品質		●評価対象項目 １　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認できる。 ２　設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ３　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ４　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認できる。 ５　溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ６　塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ７　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ８　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ９　小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 １０　設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 １１　完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 １２　機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 １３　設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 １４　二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 １５　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 １６　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 １７　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 １８　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 １９　現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ２０　その他（理由：　　）					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ	電気設備工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
Ⅱ．品質		●評価対象項目 １　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ２　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ３　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ４　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ５　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ６　設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ７　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ８　設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ９　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 １０　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 １１　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 １２　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 １３　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。			

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ	通信設備工事・ 受変電設備工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
Ⅱ．品質		●評価対象項目 電気 １　設計図書に定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 ２　材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ３　材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ４　設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ５　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ６　設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ７　完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法がが安易に判別できる資料等が整備していることが確認できる。 ８　完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備していることが確認できる。 ９　設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 １０　設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 １１　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 １２　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 １３　その他 （理由：　　）					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　　種</th><th>a１</th><th>a２</th><th>b１</th><th>b２</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>コンクリート
二次製品工事</td><td>品質管理が優れている</td><td>品質管理がｂ１より優れている</td><td>品質管理がやや優れている</td><td>品質管理がｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>品質管理がやや劣っている</td><td>品質管理が劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
１　製品の損傷がない。又は、損傷部は補修している。
２　側溝本体及び蓋等の設置は路面（計画高さ等）と段差が生じないよう平坦でゆれ等がない。
３　側溝・ＢＯＸ等の継ぎ目部分の施工は設計図書に基づき施工され水密性を保ち段差等がない。
４　既存施設等へのスリ付けが良い。
５　管の下面及びカラーの周辺は空隙・隙間等が生じないよう施工している。
６　設計図書に基ずく二次製品は規格値を満足している。
７　緊張及びグラウト管理が適切に実施され記録により確認できる。
８　その他
（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。</td><td>□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>河川浚渫工事</td><td>a１
品質管理が優れている</td><td>a２
品質管理がｂ１より優れている</td><td>b１
品質管理がやや優れている</td><td>b２
品質管理がｃより優れている</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
品質管理がやや劣っている</td><td>e
品質管理が劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
１　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
２　浚渫工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
３　着工前の各断面写真等が整理され、断面確認が出来る。
４　掘削土の搬出において運搬車からの漏れだし等がない。また、路面清掃が行われている。
５　産業廃棄物管理表（マニフェスト）が整理されている。
６　その他
（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。</td><td>□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	水門等鋼構造物	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 1　材料、部品の品質照合の書類（ミルシートとラベル照合等）を整理しており品質の確認ができる。 2　単体機械製品の機能及び性能確認試験について、試験書類を整理しており品質の確認ができる。 3　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4　溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理しており品質の確認ができる。 5　塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6　水密性が確保されている。 7　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 8　現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 9　その他（理由：　　）					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a2
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b1
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b2
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ	管水路工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
Ⅱ．品質		●評価対象項目 1　仕様書で定められている品質管理が実施されている。 2　材料の品質規程が証明書類が確認できる。 3　中心線の通りがよい。 4　仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 5　管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認されている。 6　地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。 7　管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 8　コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 9　その他（理由：　　） ●判断基準 ※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	治山 鋼製土留工	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

１　材料の連結又はかみ合わせが適切である。
２　部材の配置及び端部処理が適切である。
３　鋼材の品質照合が品質保証書等（現物照合含む）で確認できる。
４　鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。
５　ボールトの締付確認が実施され、規程がある場合は記録が保管されているとともに、測定機器等のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
６　詰石の規格及び施工が適切であることが確認できる。
７　埋戻において地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
８　施工基面が平滑に仕上げられている。
９　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ	治山 落石防護壁工	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
Ⅱ．品質		●評価対象項目 １　材料の連結又はかみ合わせが適切である。 ２　部材の配置及び端部処理が適切である。 ３　部材の品質照合が品質保証書等（現物照合含む）で確認できる。 ４　ボールトの締付確認が実施され、規程がある場合は記録が保管されているとともに、測定機器等のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ５　緩衝材の規格及び施工が適切であることが確認できる。 ６　緩衝材を適切に連結している。 ７　基礎部のコンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量が確認できる。 ８　基礎部のコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ９　基礎部のコンクリートは施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。 １０　各局で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 １１　その他（理由：　　）					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	治山 固定工（モルタル）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 １　モルタル打設時に必要な供試体を採取し、引張強度・空気量等が確認できる。 ２　モルタル供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ３　施工条件及び気象条件に適合した運搬・打設（注入）・養生等が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ４　材料のモルタル等が空隙もなく、適切に充填されている。 ５　地山との取り合わせが適切に行われている。 ６　その他（理由：　　）					□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	治山 固定工（ロープネット）	品質管理が優れている	品質管理がｂ１より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理がｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

1　材料の挿入が適切である。
2　部材の配置及び端部処理は適切である。
3　アンカーがある場合はアンカーの規格と施工長が確認できる。
4　ネットが緩みなく、確実に固定されている。
5　ワイヤーロープの規格が品質保証書等で確認できる。
6　その他（理由：　　）

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考　査　項　目	工　種	a１	a２	b１	b２	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	上記以外の工事 又は合併工事	品質管理が優れている	品質管理が ｂ１より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が ｃより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている

●評価対象項目

1　理由：

2　理由：

3　理由：

4　理由：

5　理由：

6　理由：

7　理由：

8　理由：

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

□　品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a１	a２	b１	a２
	75%以上90%未満	a２	b１	b２	b１
	60%以上75%未満	b１	b２	c	b２
	60%未満	b２	c	c	c

※　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事 落石防護壁工	●評価対象項目 １　コンクリート構造物の表面状態が良い。 ２　コンクリート構造物の通りが良い。 ３　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ４　クラックが無い。 ５　漏水が無い。 ６　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	土工事 （盛土・築堤工事・ため池等）	●評価対象項目 １　仕上げが良い。 ２　通りが良い。 ３　天端及び端部の仕上げが良い。 ４　構造物へのすりつけなどが良い。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	切土工事	●評価対象項目 １　規定された勾配が確保されている。 ２　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ３　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ４　滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ５　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ６　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	護岸・根固・水制工事 コンクリート二次製品	●評価対象項目 １　通りが良い。 ２　材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ３　天端及び端部の仕上げが良い。 ４　既設構造物とのすりつけが良い。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	鋼橋工事	●評価対象項目 １　表面に補修箇所が無い。 ２　部材表面に傷及び錆が無い。 ３　溶接に均一性がある。 ４　塗装に均一性がある。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	地すべり防止工事 鋼製土留工事	●評価対象項目 １　地山との取り合いが良い。 ２　天端、端部の仕上げが良い。 ３　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ４　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	舗装工事	●評価対象項目 １　舗装の平坦性が良い。 ２　構造物の通りが良い。 ３　端部処理が良い。 ４　構造物へのすりつけ等が良い。 ５　雨水処理が良い。 ６　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	法面工事 固定工 （モルタル・ロープネット）	●評価対象項目 １　通りが良い。 ２　植生、吹付等の状態が均一である。 ３　端部処理が良い。 ４　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 １　土工関係の仕上げが良い。 ２　通りが良い。 ３　端部及び天端の仕上げが良い。 ４　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 １　コンクリート構造物の表面状態が良い。 ２　コンクリート構造物の通りが良い。 ３　天端及び端部の仕上げ等が良い。 ４　支承部の仕上げが良い。 ５　クラックが無い。 ６　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 １　塗装の均一性が良い。 ２　細部まできめ細かな施工がされている。 ３　補修箇所が無い。 ４　ケレンの施工状況が良好である。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	植栽工事	●評価対象項目 １　樹木の活着状況が良い。 ２　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ３　支柱の取り付けが堅固である。 ４　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	防護柵（網）工事	●評価対象項目 １　通りが良い。 ２　端部処理が良い。 ３　部材表面に傷及び錆が無い。 ４　既設構造物等とのすりつけが良い。 ５　きめ細やかに施工されている。 ６　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	標識工事	●評価対象項目 １　設置位置に配慮がある。 ２　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ３　標識板の支柱に変色が無い。 ４　支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	区画線工事	●評価対象項目 １　塗料の塗布が均一である。 ２　視認性が良い。 ３　接着状態が良い。 ４　施工前の清掃が入念に実施されている。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 １　歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ２　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ３　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ４　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	港湾築造工事 （海岸築造工事を含む）	●評価対象項目 １　構造物等の通りが良い。 ２　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ３　構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ４　構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 ５　全体的な美観が良い。 ６　クラックがない。（コンクリート工事が含まれる場合）		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む）	●評価対象項目 １　規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ２　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ３　施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 ４　浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	ブロック製作工事 （ケーソン陸上製作工事を含む）	●評価対象項目 １　コンクリート構造物の表面状態が良い。 ２　コンクリート構造物の通りが良い。 ３　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ４　クラックがない。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	建築工事	●評価対象項目 １　建築物の通り、形状が良い。 ２　仕上げの均一性、平坦性が良い。 ３　機能面での配慮が適切である。 ４　防水の納まりが良好である。 ５　建具の取り付け、作動が良い。 ６　関連工事との取り合いが良い。 ７　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	維持修繕工事	●評価対象項目 １　小構造物等にも注意が払われている。 ２　きめ細かな施工がなされている。 ３　既設構造物とのすりつけが良い。 ４　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	機械設備工事 水門等鋼構造物	●評価対象項目 １　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ２　きめ細かな施工がなされている。 ３　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ４　溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ５　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	
	電気設備工事	●評価対象項目 １　きめ細やかな施工がなされている。 ２　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ３　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ４　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ５　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ６　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。	

別紙－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><td rowspan="2">考　査　項　目</td><td rowspan="2">工　　種</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>通信設備工事
受変電設備工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
1　主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
2　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮ががなされている。
3　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
4　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
5　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
6　全体的な美観が良い。
●判断基準
該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。</td></tr>
<tr><td></td><td>管水路工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
1　管の通りが良い。
2　コンクリート構造物の表面状態が良い。
3　コンクリート構造物の通りが良い。
4　コンクリート構造物にクラックが無い。
5　全体的な美観が良い。
●判断基準
該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。</td></tr>
<tr><td></td><td>上記以外の工事
又は
合併工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。
●判断基準
該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。</td></tr>
</table>

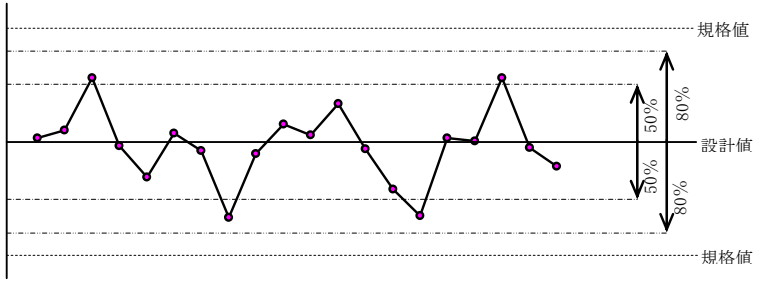
別紙－4

出来形及び品質のばらつきの考え方

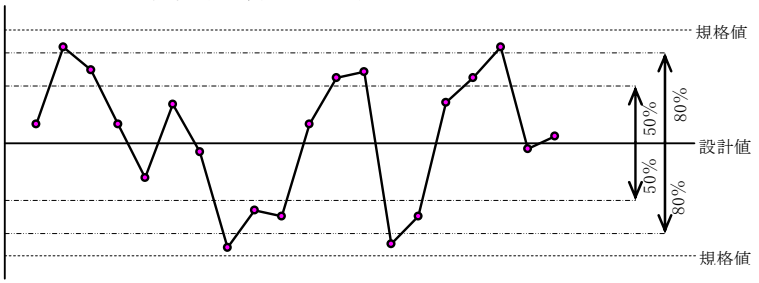
［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

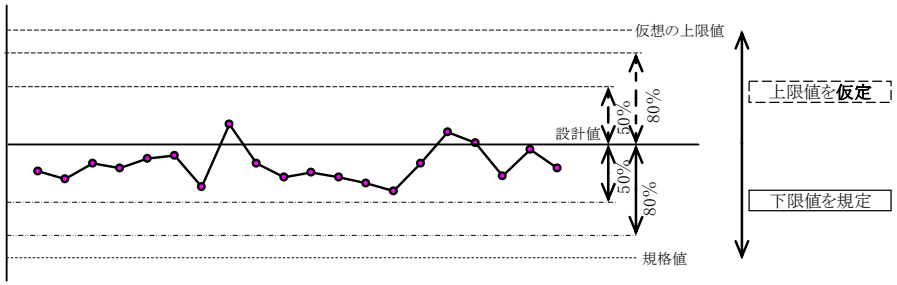
①ばらつきが50％以下と判断できる例



②ばらつきが80％以下と判断できる例

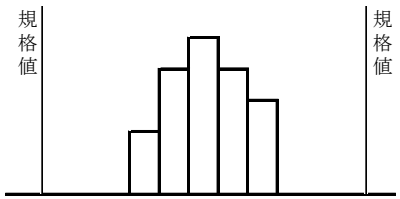


（下限値のみの場合）

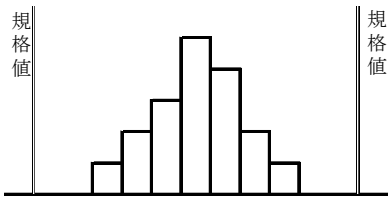


［度数表またはヒストグラムの場合］

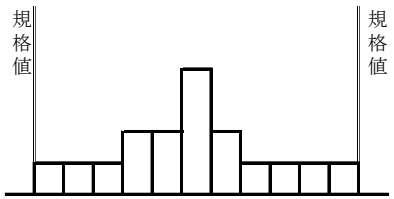
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



３－３　工事成績採点表及び考査項目別運用表（公共建築工事用）

別記様式第1

工 事 成 績 採 点 表

平成　　年　　月　　日　　作 成

岡山県　　課

工　事　名																契約金額（最終）									
請負者名								工　　期							～	完成年月日									
考査項目		監督員						担当課長等								検査員（既済・中間）		検査員（完成）							
		職・氏名						職・氏名								職・氏名		職・氏名							
項目	細　　別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価			a	a'	b	b'	c	d	e	評価
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	＋1.0	＋0.5	0	−5	−10																			
	Ⅱ．配置技術者	＋3.0	＋1.5	0	−5	−10																			
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	＋4.0	＋2.0	0	−5	−10										点（＋5 ～ −15）		＋5	—	＋2.5	—	0	−7.5	−15	
	Ⅱ．工程管理	＋4.0	＋2.0	0	−5	−10		＋2.0	—	＋1.0	—	0	−7.5	−15											
	Ⅲ．安全対策	＋5.0	＋2.5	0	−5	−10		＋3.0	—	＋1.5	—	0	−7.5	−15											
	Ⅳ．対外関係	＋2.0	＋1.0	0	−2.5	−5																			
3．出来形	Ⅰ．出来形	＋4.0	＋2.0	0	−2.5	−5										点（＋10 ～ −20）		＋10	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	−10	−20	
及び	Ⅱ．品　　質	＋5.0	＋2.5	0	−2.5	−5										点（＋15 ～ −25）		＋15	＋12	＋7.5	＋4.0	0	−12.5	−25	
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ															点（＋5～ −5）		＋5	—	＋2.5	—	0	−5.0	—	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応（※２）							0																	
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫(※３)	0			—	—																			
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等(※４)							＋10.0	＋7.5	＋5	＋2.5	0	—	—											
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点						点								点		点							
評定点　（※１）		①	点					②	点							③	点	④	点						
7．評定点計（※５）			点　（①	点×0.4＋②	点×0.2＋④	点×0.4）＝評定点計	点																		
8．法令遵守等（※６）			0	点	法令遵守等の該当事由																				
9．評定点合計（※７）																									
所　　見（※８）		監督員																							
		担当課長等																							
		検査員																							

※１　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。
　　各評定点（①～④）は少数第１位まで記入する。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。
※３　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※４　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※５　既済部分（中間）検査があった場合：（①　　点×０．４＋②　　点×０．２＋③　　点×０．２＋④　　点×０．２）＝　　点　　※ただし、③（既済、中間）が２回以上の場合は平均値
※６　法令遵守等は減点評価のみとし、評価は担当課長等が行う。
※７　評価点合計は、四捨五入により整数とする。
※８　所見欄は必ず既済すること。
※９　各考査項目ごとの採点は、別紙一１考査項目別運用表によるものとする。

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅰ.施工体制一般		☐ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 ☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		☐	☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工体制が優れている。b：施工体制が良好である。c：施工体制が適切である。d：施工体制がやや不適切である。
e：施工体制が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)		☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		☐	☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		☐	☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			☐ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		☐	☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑬その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:配置技術者として優れている。b:配置技術者として良好である。c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。　e:配置技術者として不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(評価数／対象評価項目数)×100

	評価= d	0項	9 項目　　0%

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙-1　　考査項目別運用表（公共建築工事）　　監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		☐ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			☐ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
			☐ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			☐ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
			☐ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			☐ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			☐ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			☐ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			☐ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
			☐ ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
			☐ ⑫社内検査が計画的に行われている。
			☐ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		☐	☐ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			☐ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		☐	☐ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑰その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工管理が優れている。b：施工管理が良好である。c：施工管理が適切である。d：施工管理がやや不適切である。
e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	14 項目　　0%

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理		☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			☐ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		☐	☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		☐	☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			☐ ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。
			☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。
			☐ ⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		☐	☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：工程管理が優れている。b：工程管理が良好である。c：工程管理が適切である。d：工程管理がやや不適切である。
e：工程管理が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	6項目　　0%

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2．施工状況	Ⅲ.安全対策		☐ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		☐	☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		☐	☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		☐	☐ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		☐	☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		☐	☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑮その他 理由：
			（減点）該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 （減点）該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：安全対策が優れている。b：安全対策が良好である。c：安全対策が適切である。d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	9 項目　　0%

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	☐	☐ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ②工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ⑤近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		☐	☐ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：対外関係が優れている。b：対外関係が良好である。c：対外関係が適切である。d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	5 項目　　0%

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		☐ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
		☐	☐ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑨その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐

評価
a:出来形が優れている。b:出来形が良好である。c:出来形が適切である。d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝ d	0項	7項目　　0%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率 1.00	☐ ☐ ☐	☐ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a：品質が優れている。b：品質が良好である。c：品質が適切である。d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	4項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 工事比率 0.00	☐	☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ③品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価
a：品質が優れている。b：品質が良好である。c：品質が適切である。d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	6項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由:
	工事比率 0.00	☐	(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価
a:品質が優れている。b:品質が良好である。c:品質が適切である。d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(評価数/対象評価項目数)×100

	評価= d	0項	6項目　　0%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計= d	0項目　　0%

（創意1／2）

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	□ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■品質関係	□ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：

別紙−1　　考査項目別運用表（公共建築工事）　　監督員

（創意2／2）

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 □ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ソフト等の活用 □ CALSを活用した施工管理の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	□ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由：
（最大　7点）		詳細評価内容：
評点計＝0点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、担当課長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙-1

担当課長等

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	☐ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ ⑤その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：工程管理が優れている。b：工程管理が良好である。c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。　e：工程管理が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択　☐ a　☐ b　☐ c　☐ d　☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	☐ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ ⑥その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：安全対策が優れている。b：安全対策が良好である。c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。　e：安全対策が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択　☐ a　☐ b　☐ c　☐ d　☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	☐ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ ⑥その他（例：県内産資材の優先使用及び県内下請業者の優先活用に取り組んだ。） 理由：県内産資材の優先使用及び県内下請業者の優先活用に取り組んだ。
	詳細評価内容：	
	a：地域への貢献が優れている。a'：地域への貢献がやや優れている。b：地域への貢献が良好である。 b'：地域への貢献がやや良好である。c：他の評価に該当しない。	
	評価＝ c	評価選択　☐ a　☐ a'　☐ b　☐ b'　☐ c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※1. 担当課長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う、

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙-1

担当課長等

考査項目別運用表（公共建築工事）

（特性1／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性（施工条件等への対応）	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他(理由:　　)
	評 点＝ 0 点	詳細評価内容:
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性 □ その他(理由:　　) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評 点＝ 0 点	詳細評価内容:
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 □ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ その他(理由:　　) [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評 点＝ 0 点	詳細評価内容:

別紙-1

担当課長等

考査項目別運用表（公共建築工事）

（特性2／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性（施工条件等への対応）	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨・雪・風・気温等の影響 □ その他(理由:　　) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容:
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他(理由:　　) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整ををを行った工事
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容:

別紙-1

担当課長等

考査項目別運用表（公共建築工事）

（特性3／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性（施工条件等への対応） （最大　20点）	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 □　12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事　（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 □　地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 □　工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □　工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □　休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □　施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □　特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 □　外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □　特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □　施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □　同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □　その他(理由:　　)
		詳細評価内容:
評点計＝0点	評　点＝ 0 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙-1

担当課長等

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	◉	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止4ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止3ヶ月以上4ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意
	○ - 5 点	6.口頭注意
	○ - 3 点	7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。
	□ 0 点	8.その他

① 本考査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「施工にあたって工事関係者が下記の適応事例などで上表の措置があった」場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

④ 現場代理人を兼務した場合において虚偽の届出をしたことにより指名停止等の措置を受けた場合は、上記の減点を行わないこととする。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1.岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、当該工事について、県から指名停止等の措置を受けた場合。
- 2.施行体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- 3.総合評価落札方式における措置
 - ・総合評価落札方式で入札を行った工事において、請負者の責めにより、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合。

 「8.その他で、未実施の評価項目ごとに5点減点する。」 ※岡山県建設工事総合評価落札方式要領第16条
 - ・総合評価落札方式で入札を行った工事において、病休、死亡、退職等の特別な理由により配置技術者の変更を行った場合で、総合評価における加算点が減少した場合。

 「8.その他で、2点減点する。」 ※（専任指導技術者を配置した場合）専任指導技術者についても同様に取り扱う。
 - ・総合評価落札方式で入札を行った場合において、配置申請していた専任指導技術者が、病休、死亡、退職等の特別な理由以外の理由により配置できない場合。

 「8.その他で、3点減点する。なお、上記に伴い指名停止等の措置を行った場合も減点は3点とし、これに重複した減点は行わない。」 ※専任指導技術者が専任で配置すべきところを専任で配置されない場合も含む。
- 4.その他　理由：

別紙-1

検査員用

考査項目別運用表(公共建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		☐ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		☐	☐ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:施工管理が優れている。b:施工管理が良好である。c:施工管理が適切である。d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝ d	0項	11 項目　　0%

別紙-1

検査員用

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
			☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
			☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		☐	☐ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		☐	☐ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：出来形が特に優れている。 a’：出来形が優れている。 b：出来形が特に良好である。 b’：出来形が良好である。

c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
評価＝ d　0項	8 項目　　0%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙-1

検査員用

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事 工事比率 1.00		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		☐	☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		☐	☐ ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		☐	☐ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価
a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	7 項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙-1

検査員用

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率		☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
	0.00		☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		☐	☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		☐	☐ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価
a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙−1

検査員用

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	工事比率		☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
	0.00		☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		☐	☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		☐	☐ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。

c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝ d	0項目　　0%

別紙-1

検査員用

考査項目別運用表(公共建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事		☐ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		☐	☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	☐	☐ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
	1.00	☐	☐ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		☐	☐ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		☐	☐ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である
		☐	☐ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
		☐	☐ ⑧その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			☐ 出来ばえが劣っている。

評価	
a:全体的な完成度が優れている。b:全体的な完成度が良好である。c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・・ c	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(評価数/対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
評価=c　0項	1 項目　0%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙-1

検査員用

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		☐ ①きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事	☐	☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	受変電設備工事	☐	☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	☐	☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.00	☐	☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		☐	☐ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。

評価			
a:全体的な完成度が優れている。b:全体的な完成度が良好である。c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙-1

検査員用

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		☐ ①きめ細やかな施工がなされている。
	暖冷房衛生設備工事	☐	☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	機械設備工事	☐	☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	☐	☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.00	☐	☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		☐	☐ ⑥その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。

評価
a:全体的な完成度が優れている。b:全体的な完成度が良好である。c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・ c	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計＝ c	0項目　　0%

別紙－２

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

基本事項

１．別紙－１「考査項目別運用表（公共建築工事）」（仮称）のうち、監督員の評価を行うために、監督員が現場において使用するものとする。ただし、総合評価落札方式により落札者を決定する工事についてのみ適用するものとする。

２．かっこ内の文字（〇〇）は説明文である。

３．原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。

４．記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、各工事で考査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。

５．各評価項目の文面は、各工事の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。

別紙-２

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

１．工事名　　岡山県　　課

２．請負者名

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員等が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）								備考
				着手前	施　工　中						完成時	
１施工体制	Ⅰ施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中１回程度）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後１４日以内に提出した。（契約後）	（　／　）□								
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中１回程度）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）（施工中１回程度）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。）（施工時の当初、変更時）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。（施工時の当初、変更時）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工時　１回／月程度）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工時の当初、変更時）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		

別紙-２

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）									備考
				着手前	施　工　中							完成時	
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。（契約後、変更後、完成時）	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	
		○現場代理人	・現場に常駐している。(施工中　１回／月程度)		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。（施工中適宜）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□			
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。（着手前）	（　／　）□									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。（着手前）	（　／　）□									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上）(施工中　１回／月程度)		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工中、打合せ時)		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。（施工計画時、施工中適宜）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工中適宜）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○下請負者の把握	・岡山県の工事指名参加資格である場合は、指名停止期間中でない。（施工中適宜）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・契約書第18条第１条第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工中適宜）	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工中適宜）	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。（着手前、変更時）	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。（施工中適宜）		（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□	（　／　）□		

別紙-２

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）								備考
				着手前	施　工　中						完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中１回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中１回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録　（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居官署等 （施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		

4　検査事務処理要領

4－1　検査の事務的手続

1）しゅん功検査

①工事完成届

受注者は、工事が完成した時はすみやかに、工事完成届を監督員に提出する。
なお、同時に完成に必要な一括書類（工事写真・完成写真・出来形管理図表・その他試験・材料等関係書類）を提出する。

②検査依頼

監督員は工事完成届が提出された時は、検査日程等について検査員と協議する。
検査員は工事完成届受付の日から１４日以内に検査を行うよう日程を決定する。

③検査の通知

監督員は、受注者に、検査の日時を通知する。

④検査の実施

検査は監督員及び受注者の立会のうえ、契約書・設計図書・仕様書及び検査基準により実施する。

⑤検査済証の交付および検査の復命

検査に合格した時は、工事しゅん功検査済証を受注者に交付するとともに県民局長等（以下局長等という。）の権限に属する工事については、局長等に、局長等の権限を越える工事については、技術総括監を経由して知事に復命する。

⑥建設工事成績評定結果の通知

当該工事（当初請負金額が 1,000 万円以上の工事）の工事成績評定結果を、受注者へ通知する。

⑦修　補

しゅん功検査で合格しなかった工事については、岡山県工事検査規程第９条に基づき修補指示書により修補を指示するものとする。
検査員は修補工事検査復命書により知事又は局長等に復命しなければならない。
修補工事が完了したときは、受注者は速やかに工事修補完了届を監督員に提出する。
提出後の事務処理は①から④に準じて処理するものとする。
軽微な修補については、修補指示書により修補事項を指示する。（修補工事検査復命書による復命は行わない。）
この軽微な修補の結果については、監督員がこれを確認し検査指示事項措置報告書により検査員に、その結果を報告する。報告後の事務処理は⑤⑥に準じて処理するものとする。

⑧請負代金の支払い

請負代金の支払いについては、受注者より請負代金請求書と検査済証を提出させる。
これを受理した契約担当者は４０日以内に代金を支払わねばならない。

⑨しゅん功に必要な書類

（１）復命関係１（必須書類）

1. 工事しゅん功検査復命書
2. 工事完成届
3. 建設工事評定結果通知書（項目別評定点を含む）
4. 建設工事成績評定表
5. 工事成績採点表
6. 工事成績考査項目評価ｼｰﾄ
7. 考査項目別運用表
 （監督員、担当課長等、検査員）
8. 出来形管理図表
9. 検査写真
10. 完成写真

（２）復命関係２（必要に応じ別ファイル）

11. 実施工程表
12. 品質管理表
13. 施工計画書
14. 中間検査復命書
15. 監督日誌
16. 使用承諾願
17. 使用報告書
18. 工事材料検査簿
19. 材料納入伝票
20. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）
 再資源化等報告書
 建設副産物実態調査票
21. CORINS 工事カルテ受領書の写し
22. 工事現場写真帳（CD―R）
23. 事務所設計書：総務課で添付
24. 直接施工届又は、施工体制台帳：直接施工届は総務課で添付

（３）請求関係

1. 請負代金請求書
2. 工事しゅん功検査済証

（４）その他（別途必要書類）

1. 建設副産物実態調査票の写し
2. 建設副産物実態調査票の電子データー
3. 岡山県建設発生土システムデーター
4. コスト縮減
5. 工事現場における施工体制等の確認

◎　出来形管理図表の記入要領

１）各工種共通

（イ）施工延長ならびに測点間距離

（ロ）縦横断測定値

（ハ）コンクリート強度（シュミットハンマー値）

（ニ）主たる工事が鋼材使用の場合のミルシート

２）道路改良工事

（イ）共通の（イ）～（ニ）

（ロ）横断測定値（幅員を含む）

（ハ）曲線部分 I.A の値

（ニ）路盤工の厚さ

３）舗装工事

（イ）共通の（イ）～（ニ）

（ロ）横断測定値（幅員を含む）

（ハ）アスファルト抽出結果表（合格判定計算表）

（ニ）平坦性の測定結果値

４）橋梁工事

（イ）共通の（イ）～（ニ）

（ロ）横断測定値（幅員を含む）

（ハ）下部工 B.M 高さに対する実測値

（ニ）径間（支間）測定値

（ホ）斜橋の場合の角度測定値

（ヘ）取合道については、道路改良並びに舗装工事に準ずる。

５）河川工事

（イ）共通の（イ）～（ニ）

（ロ）河床縦断及び河巾

（ハ）根固捨石の横断図（測定横断図）
（水中工事の場合必要）

（ニ）樋門水門の計画高、実測高の対照表

６）海岸工事

（イ）共通の（イ）～（ニ）

（ロ）根固捨石の横断図（測定横断図）

（ハ）樋門・水門の計画高、実施高の対照表

７）砂防工事

（イ）共通の（イ）～（ニ）

（ロ）河床縦断高及び川幅

（ハ）堰堤工事については主要部分の出来形、及び天端実施高

８）港湾工事

（イ）共通の（イ）～（ニ）

（ロ）浚渫については横断図又はエコー記録の写し

（ハ）根固捨石の横断図

（ニ）電気防蝕の結果表

（ホ）物揚場の計画高・舗装厚

（ヘ）特殊工事の計画高と実施高

⑩しゅん功検査の際、修補を指示した場合の必要書類

（１）　修補復命関係

１．修補工事検査復命書

２．請書（写）

３．工事修補完了届

（注）検査の結果、請書を徴して修補を命ずる工事については、その原因をよく究明し出先機関の長は、主務課とよく工法について協議し、初期の目的を達成するような工法で修補すること。

なお、重大なる修補については土木部長の決裁を受けるものとする。

※修補の具体例

・橋脚の位置を間違い上部工に影響する。（位置、高さ）
・基準高を間違い、前後の工事とすりつかない。
・PC 桁に構造的な傷があり検討を要する。
・鋼橋のキャンバーが不足し、コンクリート打設後に逆キャンバーになる恐れがある。
・重要構造物に構造的なクラックが発生している。
・舗装の厚さが大半不足している。
・その他、構造的な欠陥が有る場合。粗漏工事の場合。

※軽微な修補の具体例

・吹きつけ厚さが部分的に足らないので、増し吹きが必要。
・ガードレールの設置高さが基準と合わない。
・擁壁に大きく豆板（空洞化）が出来ている。（表面のアレ程度ではない）
・一部埋戻しの転圧不足。
・排水構造物の設置高さの不良。
・収縮クラックの補修。（検査時点でクラック調査が完了しているもの）
・クラックの調査指示。（クラックが発生し、検査時点でクラック調査が行われていないもの及び調査内容が不十分なもの）
・その他これらに類するもの。

※口頭による指導の具体例（修補に該当しない）

・ヘアークラックの補修。（検査時点でクラック調査が完了しているもの）
・植生の発芽確認の指示。（検査時点で判断が難しいもの）
・部分的な水アバタの補修。
・すり付け部の化粧直し。
・Ｐコンの数個の埋め忘れ。
・小規模な破損（傷）の補修。
・水抜き孔、橋梁伸縮ジョイント等の目づまり。
・目地材、水抜きパイプ等の切りそろえ。
・後片付け、清掃の不足。
・その他これに類するもの。

２） 材料検査

①請負の場合（工事執行規則第２３条）
受注者から口頭又は文書による検査要求により監督員が行う。

３） 出来形検査

①受注者からの申請
受注者は各工種の出来形を示す写真及び数量についての資料を監督員に提出して申請する。

②出来形調書の作成
監督員は、上記資料に基づき出来形調書を作成し検査員あて回付する。

③検査の通知
監督員は、受注者に、検査の日時を通知する。

④検査の実施
検査は監督員及び受注者の立会のうえ、契約書・出来形調書・仕様書及び検査基準により出来形の内容を実地により検査確認する。

⑤検査済証の交付及び検査の復命
検査に合格したときは、工事出来形検査済証（部分払計算書を添付する）を受注者に交付するとともに工事出来形復命書により知事又は局長等に復命する。

⑥請負代金の支払い
請負代金の支払いについては、受注者より工事出来形検査済証及び部分払金請求書を提出させる。
これを受理した契約担当者は、その内容を審査し適当と認めたときは請求書を受理した日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

⑦部分払に必要な書類
（１）請求関係
１．部分払金請求書
２．工事出来形検査済証及び部分払計算書
（２）復命関係
１．工事出来形検査復命書
２．工事成績採点表
３．工事成績考査項目評価シート
４．考査項目別運用表（検査員）
５．出来形管理図表
６．出来形検査写真
７．出来形写真

４） 中間検査（工期中間検査は１－２中間検査実施要領による）

①検査の実施及び復命

工事施工中、監督員立会のうえ適時検査を行うものとし、施工上問題がある場合は指示書により受注者に指示するものとする。

検査終了後、速やかに知事又は局長等へ復命する。

②復命書関係

（１）中間検査復命書

（２）出来形管理図表

（３）指示書についての措置報告書

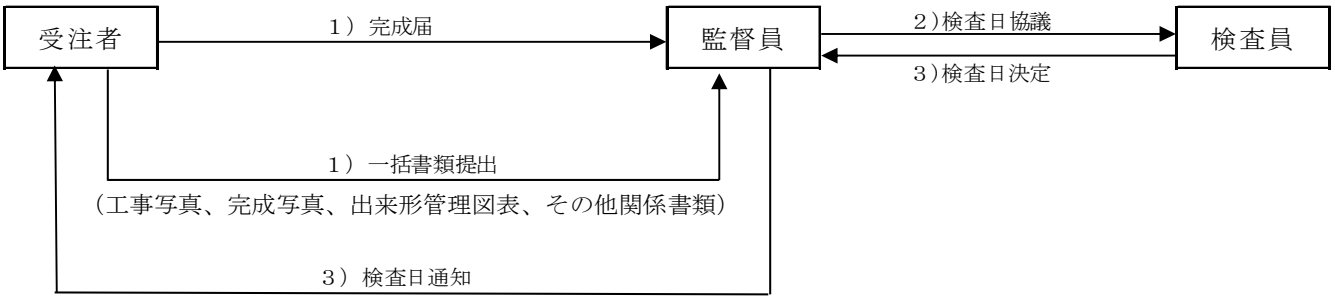
（４）検査写真

４－２　検査事務処理の経路(フロー)

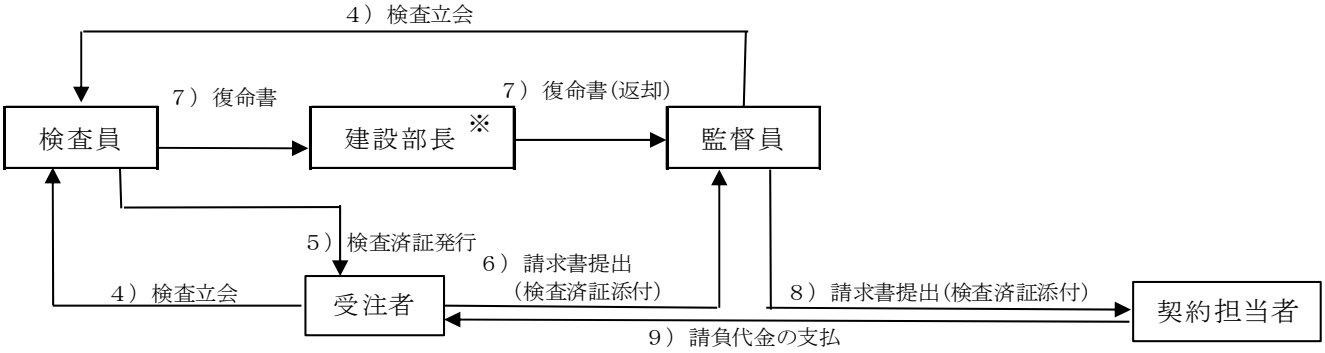
１）しゅん功検査

（１）１件３億円未満の工事

（イ）完成届提出より検査日通知まで



（ロ）検査～復命～支払まで

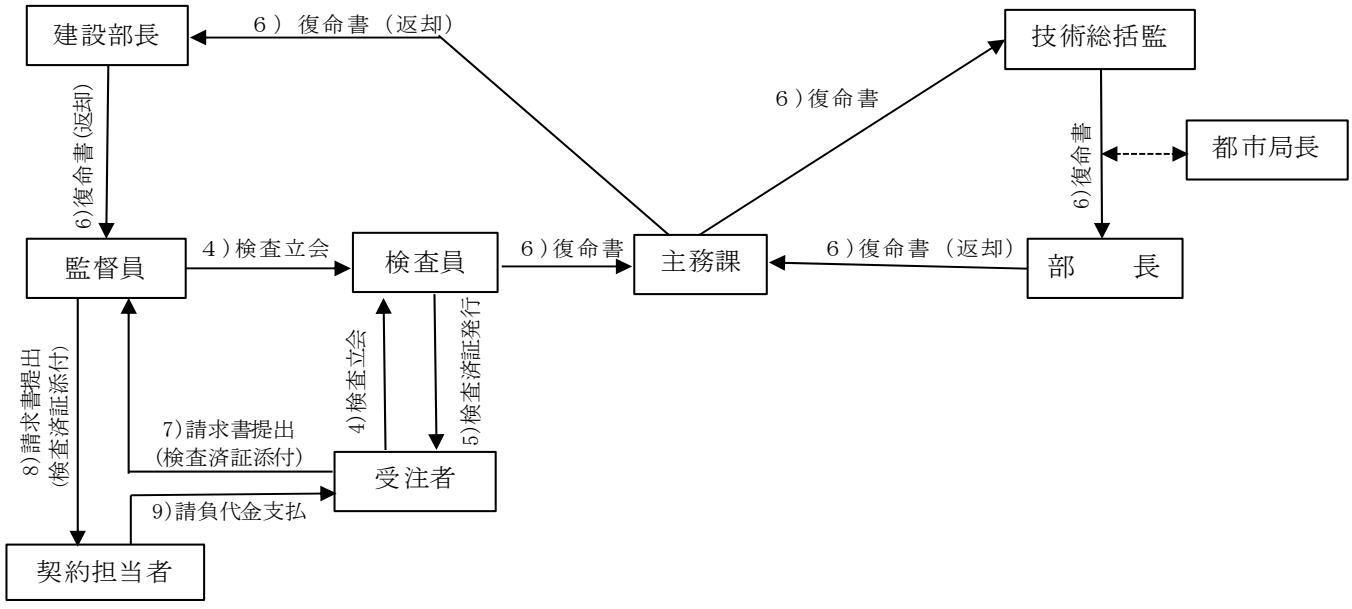


※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額１億円未満の工事については、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。

（２）１件３億円以上の工事

（イ）完成届提出より検査日通知までは、（１）の（イ）と同じ

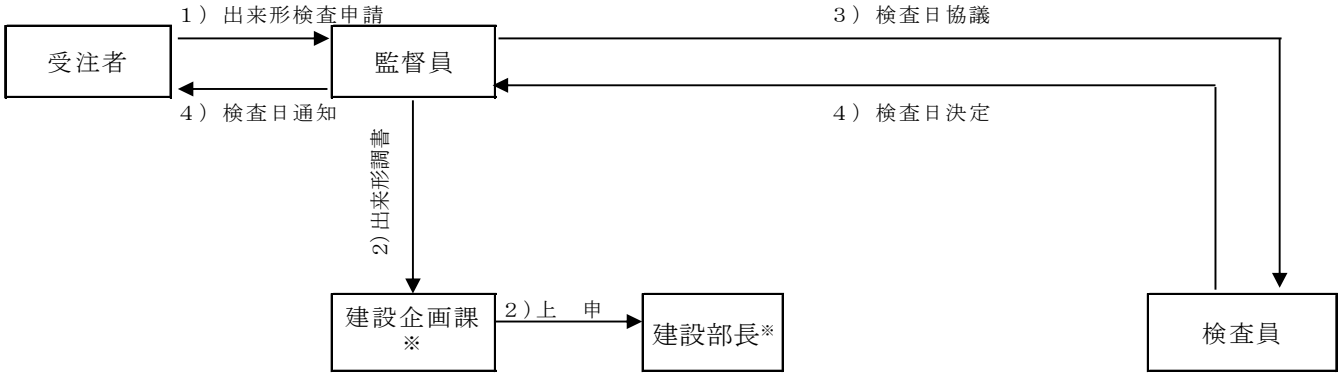
（ロ）検査～復命～支払まで



２） 出来形検査

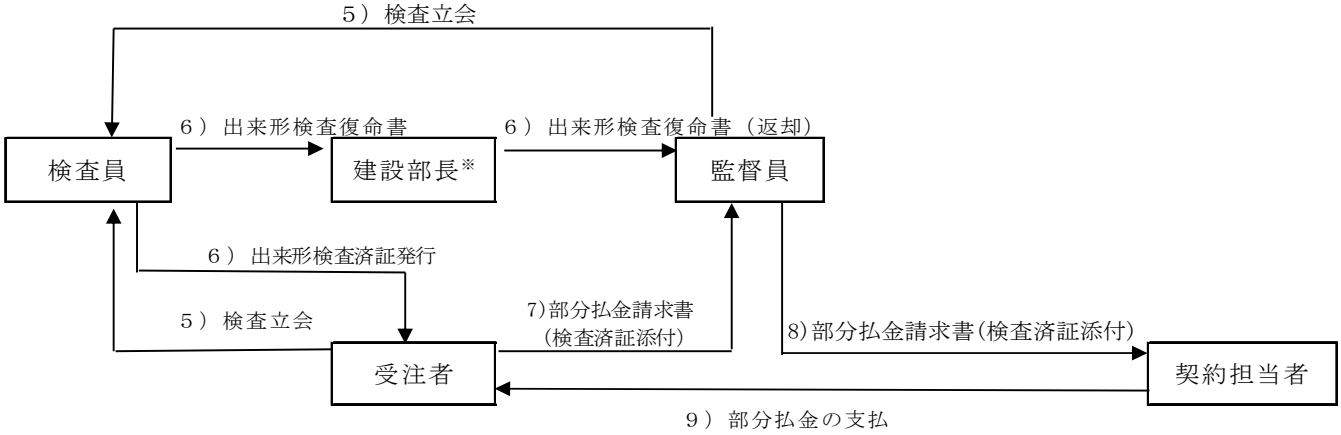
（１） １件３億円未満の工事

（イ）出来形検査申請より検査日通知まで



※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額１億円未満の工事については、建設企画課を地域設計審査班、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。

（ロ）検査～復命～支払まで



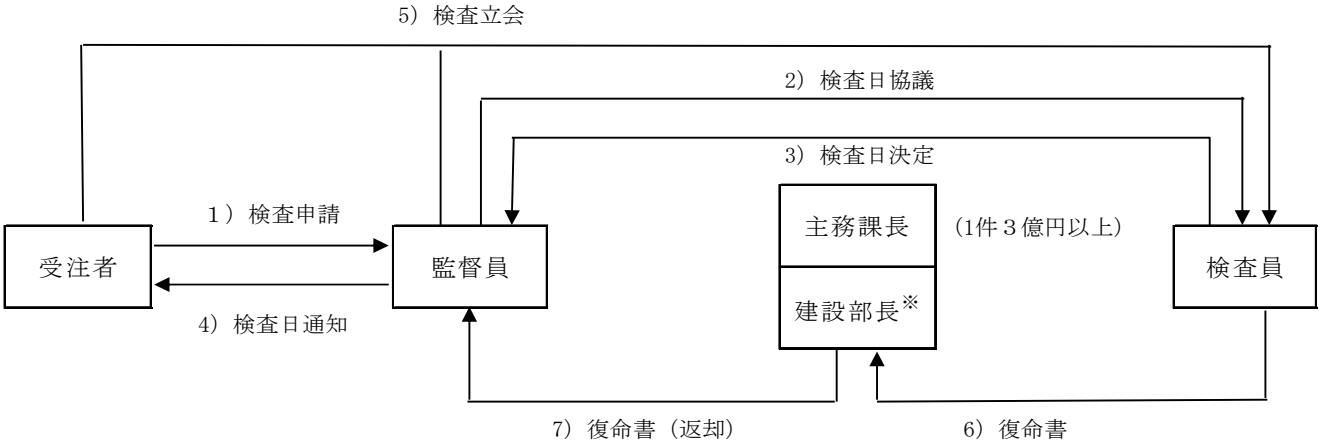
※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額１億円未満の工事については、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。

（２） １件３億円以上の工事

（イ）出来形検査申請より検査日通知までは、（１）の（イ）と同じ。

（ロ）検査～復命～支払までは、４－２　１）しゅん功検査（２）の(ロ）に準じる。

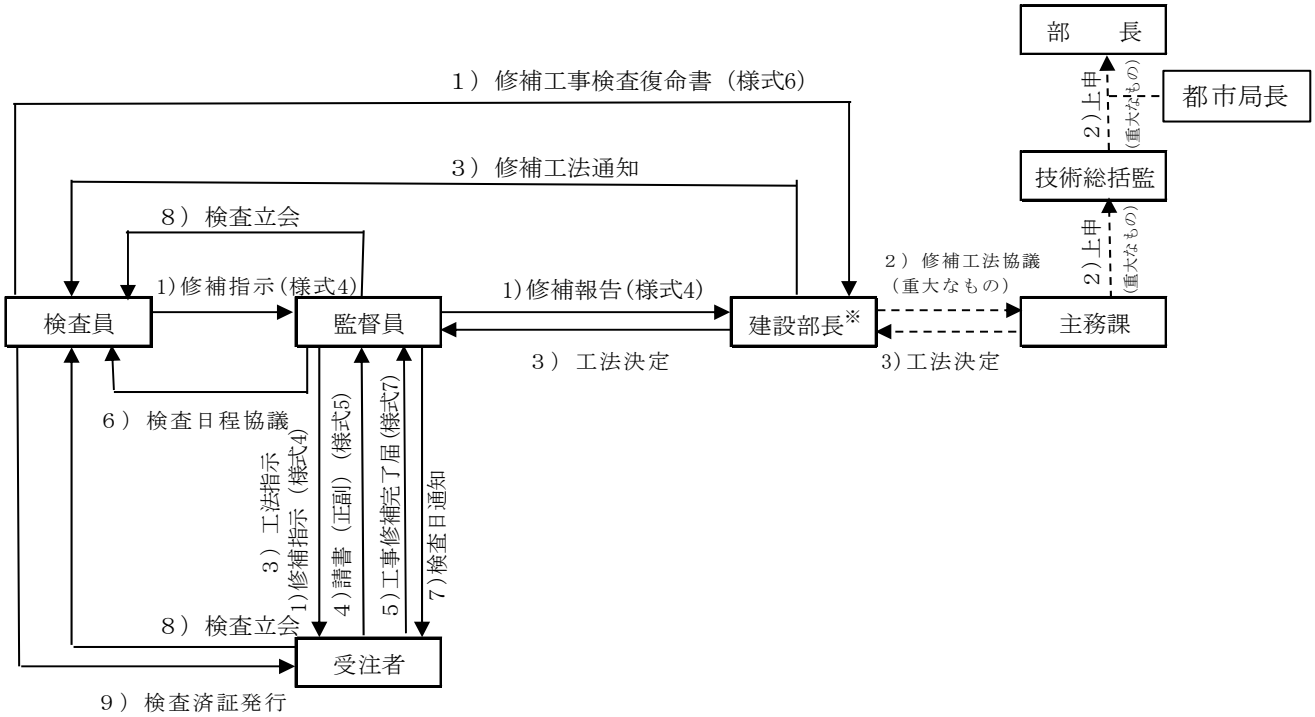
３） 中 間 検 査（工期中間検査を含む）



※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額１億円未満の工事については、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。

4） 修補を指示する工事の処理

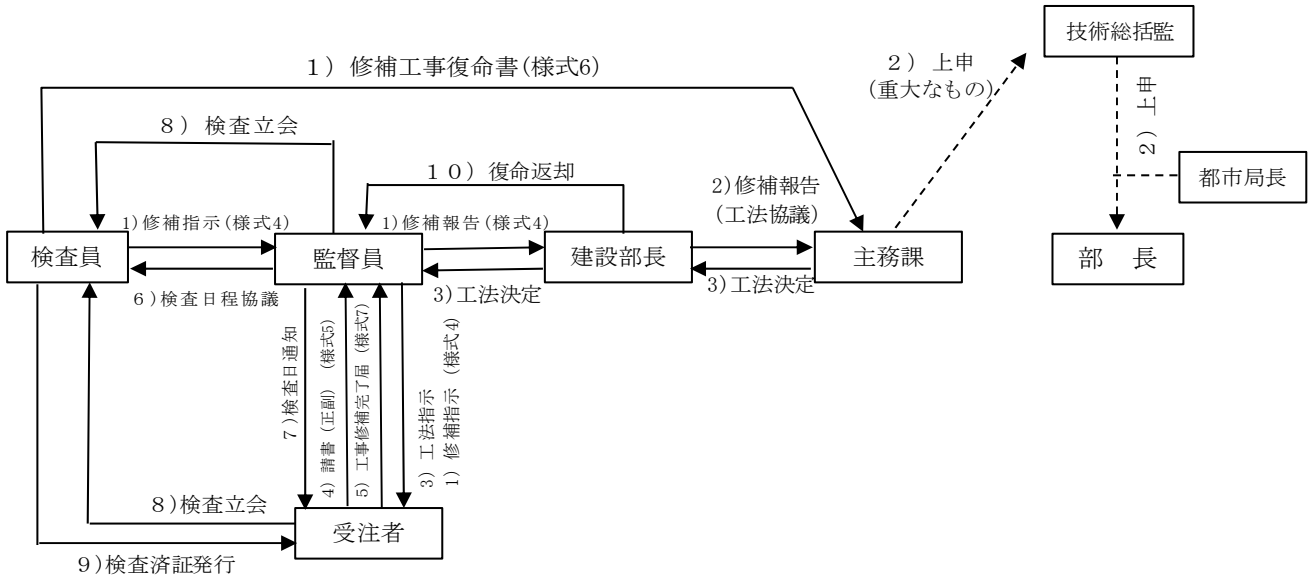
（1） 3億円未満の工事



※復命～支払は４－２　１）しゅん功検査（1）の（ロ）に準じる。

<u>※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額１億円未満の工事については、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。ただし重大なものは除く。</u>

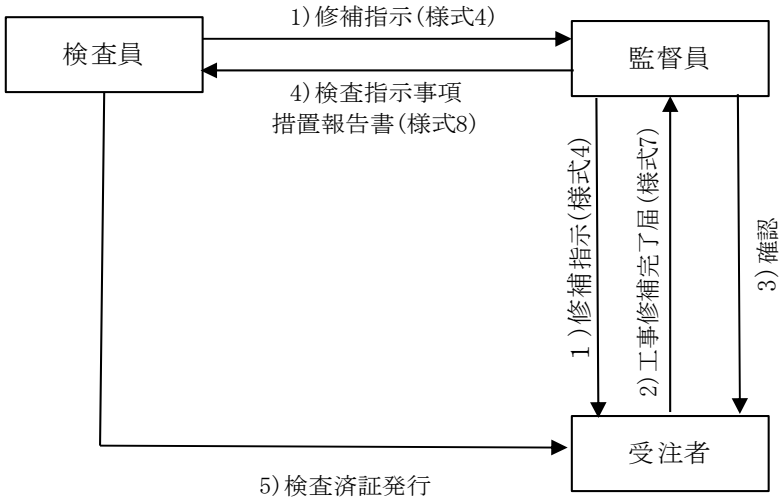
（2） 1件3億円以上の工事



※修補工事復命書は監督員が保管

※復命～支払は、４－２　１）しゅん功検査（２）の（ロ）に準じる。

（３）軽微な修補



※復命～支払は、４－２　１）しゅん功検査（１）（ロ）又は（２）（ロ）に準じる。

４－３　検査事務処理の様式

様式	1	工事完成届	（岡山県工事執行規則第２８条関係　様式第１２号）
	2	工事しゅん功検査済証	（岡山県工事検査規程第１１条関係）
	3	工事しゅん功検査復命書	（岡山県工事検査規程第１０条関係）
	4	修補指示書	（岡山県工事検査規程第９条関係）
	5	請書　　その１，　その２	
	6	修補工事検査復命書	（岡山県工事検査規程第１０条関係）
	7	工事修補完了届	（岡山県工事執行規則第２９条関係　様式第１３号）
	8	工事(しゅん功・中間)検査指示事項 措置報告書	
	9	請負代金請求書	（岡山県工事執行規則第３８条関係　様式第１６号）
	10	出来形調書　　その１，その２	
	11	工事出来形検査済証	（岡山県工事検査規程第１１号関係）
	12	部分払計算書 その１，　その２，　その３	
	13	工事出来形検査復命書	（岡山県工事検査規程第１０条関係）
	14	部分払金請求書	（岡山県工事執行規則第３７条関係 様式第１５号）
	15	中間検査復命書　その１，　その２	（岡山県工事検査規程第１０条関係）

様式第１２号（工執第２８条関係）

年　　月　　日

工　事　完　成　届

岡山県　　殿

請負者　住　所
氏　名　　印

下記工事は、　　年　　月　　日に完成しましたので、お届けします。

１　工　　事　　名
２　工　事　場　所
３　工　　期　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
４　請　負　金　額　　円
５　契　約　年　月　日

様式2号

工 事 しゅん功検査済証

工事所属年度	年度
工事番号	第　　号
工事名	
路線名 河川名	
位置	
請負金額	円
請負者	
契約年月日	年　月　日
工期	年　月　日　から 年　月　日　まで
検査年月日	年　月　日

上記の工事は　　年　月　日 しゅん功の届出により，実地検査を行ったところ，

しゅん功していることを証明する。

年　月　日

検査員　　印

この検査済証は，岡山県工事検査規程（昭和４１年岡山県訓令第１６号）第１１条に規定する

正当な検査済証であることを証明する。

県民局長

岡　山　県

様式3号

工 事 しゅん功検査復命書

工事所属年度	年度
工事番号	
工事名	
路線 河川 名	
位置	
請負金額	円
請負者	
契約年月日	年　月　日
工期	年　月　日
	年　月　日
検査年月日	年　月　日
検査立会者氏名	
監督員氏名	
出来形成績	
特記事項	

上記の工事はしゅん功検査を行ったところ，しゅん功しているので復命します。

年　月　日

岡山県知事　殿

検査員　印

印

岡　山　県

様式検－１（工執第 29 条関係、仕第 1-1-1-20 条関係）

年　　月　　日

現場代理人　　氏　名　　殿

検査員　　氏　名　　印

下記について修補を指示する。

修　補　指　示　書

工　　事　　名	
修補箇所及び修補内容	
修 補 の 期 限	年　　月　　日

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番タテ

請　　書

（収入印紙）

１．　工事番号

２．　工 事 名

３．　工事場所

４．　工事概要

５．　工　　期　　着　手　　年　　月　　日
　　完　成　　年　　月　　日

６．　請負金額（金額の記入は要注意）

上記工事について、　　年　　月　　日注文者（職氏名）と請負者（職氏名）とは契約締結済でありますが、同契約 31 条 5 項の規定により　　年　　月　　日しゅん功検査をうけたところ、下記の通り修補の御
指摘を受けました。

この件につきましては　　年　　月　　日までに修補を完了することを確約いたします。

記

修補事項

年　　月　　日

殿

請負者　　住　所

氏　名　　㊞

【参　考】：修補に関係ない事項　　様式５号　その２

請　　書

（収入印紙：200円）

１．　工事番号

２．　工 事 名

３．　工事場所

４．　工事概要

５．　工　　期　　着　手　　年　　月　　日
　　完　成　　年　　月　　日

上記工事につきましては　　年　月　日しゅん功検査を受けたところであります。

しかし、検査時において確認困難な下記事項につきまして、適期になりましても所期の目的に達しない場合は、請負人の負担において速やかに手直しすることを確約いたします。（ただし、天災による場合はこの限りではない。）

記

１．ﾓﾙﾀﾙについては、所定の日数を経過しても規定の強度に達しない場合
２．ｺﾝｸﾘｰﾄについては、所定の日数を経過しても規定の強度に達しない場合
３．厚層基材吹付工については、相当の日数が経過しても発芽状態不良の場合
４．種子吹付工については、相当の日数が経過しても発芽状態不良の場合
５．芝工については、相当の日数が経過しても発芽状態不良の場合
６．植栽工ついては、相当の日数が経過しても発芽状態不良の場合

年　　月　　日

殿

請負者　　住　所

氏　名　　㊞

修 補 工 事 検 査 復 命 書

工事所属年度	年度
工事番号	
工事名	
河川・路線名	
位置	
請負金額	円
請負者	
契約年月日	年　月　日
着手年月日	年　月　日
しゅん功予定年月日	年　月　日
検査年月日	年　月　日
検査立会者氏名	
監督員氏名	
修補指示事項	
修補指定期日	年　月　日

上記の工事について、しゅん功検査したところ、一部修補の必要がありますので、上記のとおり命じましたから報告します。

年　月　日

岡山県知事　殿

検査員　印

印

様式７

様式第１３号（工執第２９条関係）

年　　月　　日

工 事 修 補 完 了 届

（発注者）　　殿

請負者　住　所
氏　名　　印

下記工事について、修補を完了しましたので、お届けします。

記

１　工　　事　　名

２　工　事　場　所

３　工　　期　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

４　請　負　金　額　　円

５　契 約 年 月 日　　年　　月　　日

６　工事完成年月日　　年　　月　　日

７　検 査 年 月 日　　年　　月　　日

８　手 直 し 事 項

（軽微な修補）

工　事　しゅん功中間　検査指示事項措置報告書

１．工事所属年度　　２．工事番号

３．工 事 名　　４．施工位置

５．請 負 者　　６．請 負 金

７．検査月日　　８．検 査 員

指　示　事　項	措　置　事　項

指示事項について、上記のとおり措置したので報告します。

年　月　日

検査員　　殿

担当課長　　印

様式第１６号（工執第３８条関係）

請　負　代　金　請　求　書

年　　月　　日

岡山県　　殿

住　所

氏　名　　印

下記請負代金を支払ってもらいたいので、工事のしゅん功検査済証を添えて請求します。

請　求　額										円
請 負 金 額										円
受　領　済 請 負 代 金										円　受領済　年　月　日
〃										円　受領済　年　月　日
〃										円　受領済　年　月　日

ただし、　　年　　月　　日契約締結による　　郡　　町　　市　　村　　地内

工事請負代金

なお、請負代金は、下記口座へ振替え願います。　　金

銀行　　本支店　普通当座　預金　　号

口座名義人　　請求人

出来形調書（単年度工事：例）

表紙は工事施行伺第1号様式を代用し、下記事項を記入すること。

①工事　起工・変更設計書を工事出来形調書と改正する。

②工事番号、課所名、位置、路線・河川名、工程はそれぞれ記入すること。

③工事費欄には、出来形価格を記入する。

【設定条件】

工事価格（消費税抜き）	61,250,000	当初設計金額（消費税込み）	66,150,000　（工事価格×1.08）
請負工事価格（消費税抜き）	60,000,000	当初請負金額（消費税込み）	64,800,000　（請負工事価格×1.08）
出来形工事価格（消費税抜き）	18,380,000	出来形工事金額（消費税込み）	19,850,400　（出来形工事価格×1.08）

工　事　費　内　訳　表

合計（出来形工事金額）（消費税込み）	19,850,400	
工事価格（消費税抜き）	61,250,000	
請負工事価格（消費税抜き）	60,000,000	
出来形工事価格（消費税抜き）	18,380,000	
出来形請負工事価格（消費税抜き）	18,000,000	出来形工事価格×請負工事価格 ／ 工事価格
出来形請負工事金額（消費税込み）	19,440,000	出来形請負工事価格（消費税抜き）×108/100
出来形に対する部分払相当額（消費税抜き）	16,200,000	出来形請負工事価格（消費税抜き）×90/100
出来形に対する部分払相当額に係る消費税額	1,296,000	出来形に対する部分払い相当額（消費税抜き）×8/100
出来形に対する部分払相当額（消費税込み）	17,496,000	出来形に対する部分払相当額（消費税抜き）＋出来形に対する部分払相当額に係る消費税額
請負代金額	64,800,000	
前払金額	25,920,000	
部分払相当額	9,720,000	出来形に対する部分払相当額（消費税込み）－（前払金額×出来形請負工事金額／請負代金額）
既部分払い金額	0	
今年度支払限度額	64,800,000	
今回部分払金額	9,720,000	部分払い相当額－既部分払い金額

【支払い金額の経緯】

前払金額	25,920,000	契約額に応じて４０％以内（消費税込み）
既部分払い金額	0	第1回目から今回までの部分払い金額（消費税込み）
今回部分払金額	9,720,000	今年度支払限度額以内及び経理上の支出可能金額内（消費税込み）

【備　考】

１．工事出来形数量は積上げとする。

２．名称、その他を訂正した場合は、検査員の訂正印とする。

３．書類は、表紙及び工事費内訳表とし、必要に応じて明細書を添付する。

４．図面は、各種構造物等の出来形に関する平面図及び標準断面図等をいう。

出来形調書（債務負担工事：例）

【設定条件】

工事価格（消費税抜き）	261,250,000	当初設計金額（消費税込み）	282,150,000	（工事価格×1.08）
請負工事価格（消費税抜き）	258,500,000	当初請負金額（消費税込み）	279,180,000	（請負工事価格×1.08）
出来形工事価格（消費税抜き）	90,380,000	出来形工事金額（消費税込み）	97,610,400	（出来形工事価格×1.08）

工　事　費　内　訳　表

合計（出来形工事金額）（消費税込み）	97,610,400	
工　事　価　格（消費税抜き）	261,250,000	
請　負　工　事　価　格（消費税抜き）	258,500,000	
出　来　形　工　事　価　格（消費税抜き）	90,380,000	
出来形請負工事価格（消費税抜き）	89,420,000	出来形工事価格×請負工事価格 ／ 工　事　価　格
出来形請負工事金額（消費税込み）	96,573,600	出来形請負工事価格（消費税抜き）× 108／100
出来形に対する部分払相当額（消費税抜き）	80,478,000	出来形請負工事価格（消費税抜き）× 90／100
出来形に対する部分払相当額に係る消費税額	6,438,240	出来形に対する部分払い相当額（消費税抜き）× 8／100
出来形に対する部分払相当額（消費税込み）	86,916,240	出来形に対する部分払相当額（消費税抜き）＋出来形に対する部分払相当額に係る消費税額
請　負　代　金　額	279,180,000	
前　払　金　額	60,000,000	
部　分　払　相　当　額	48,286,800	出来形に対する部分払相当額（消費税込み）－（前払金額×出来形請負工事金額／今年度支払限度額） ※請負代金額は、今年度支払い限度額とする。 ※（ ）内が、前払い金額を超えた場合は前払い金額とする。
既　部　分　払　い　金　額	25,200,000	
今　年　度　支　払　限　度　額	150,000,000	
今　回　部　分　払　金　額	23,086,800	部分払い相当額－既部分払い金額

【支払い金額の経緯】

前　払　金　額	60,000,000	契約額に応じて４０％以内（消費税込み）
既　部　分　払　い　金　額	25,200,000	第1回目から今回までの部分払い金額（消費税込み）
今　回　部　分　払　金　額	23,086,800	今年度支払限度額以内及び経理上の支出可能金額内（消費税込み）

【備　　考】

１．工事出来形数量は積上げとする。

２．名称、その他を訂正した場合は、検査員の訂正印とする。

３．書類は、表紙及び工事費内訳表とし、必要に応じて明細書を添付する。

４．図面は、各種構造物等の出来形に関する平面図及び標準断面図等をいう。

工 事 出 来 形 検 査 済 証

工事所属年度	年度　　（　　年度　　）
工事番号	
工事名	
路線名 河川名	
位置	
請負金額	円
請負者	
出来形請負金額	円
契約年月日	年　月　日
工期	年　月　日　から 年　月　日　まで
検査年月日	年　月　日

上記工事の請負者からの請求により，実地検査を行ったところ，上記出来形請負金額の工事が終了していたことを証明する。

年　　月　　日

検査員　　印

この検査済証は，岡山県工事検査規程（昭和４１年岡山県訓令第１６号）第１１条に規定する正当な検査済証であることを証明する。

県民局長

岡　　山　　県

様式12号 その１

部　分　払　計　算　書

（検査済証用）

出来形請負工事金額 （消費税込み）	円	
出来形に対する部分払相当額（消費税抜き）	円	
出来形に対する部分払相当額に係る消費税額	円	
出来形に対する部分払相当額（消費税込み）	円	
請　負　代　金　額 （消費税込み）	円	
前　払　金　額	円	
部　分　払　相　当　額	円	
今　回　部　分　払　金　額	円	

様式12　その２

部　分　払　計　算　書

（検査済証用）

出来形請負工事金額（消費税込み）	円	
出来形に対する部分払相当額（消費税抜き）	円	
出来形に対する部分払相当額に係る消費税額	円	
出来形に対する部分払相当額（消費税込み）	円	
請負代金額（消費税込み）	円	
前払金額	円	
部分払相当額	円	
既部分払金額	円	
今回支払限度額	円	
今回部分払相当額	円	
今回部分払金額	円	

様式12　その３

部 分 払 計 算 書

（設計書添付用）

出来形工事金額（消費税込み）	円	
当初設計価格（消費税抜き）	円	
当初請負価格（消費税抜き）	円	
出来形工事価格（消費税抜き）	円	出来形工事金額 × $\frac{100}{108}$
出来形請負工事価格（消費税抜き）	円	$\frac{\text{出来形工事価格} \times \text{当初請負価格}}{\text{当初設計価格}}$
出来形請負工事金額（消費税込み）	円	出来形請負工事価格× $\frac{108}{100}$
出来形に対する部分払相当額（消費税抜き）	円	出来形請負工事価格×0.9
出来形に対する部分払相当額に係る消費税額	円	出来形に対する部分払相当額（消費税抜き） × $\frac{8}{100}$
出来形に対する部分払相当額（消費税込み）	円	
請負代金額（消費税込み）	円	
支払限度額	円	（支払対象年度の出来高予定額）
既前払金額	円	
既部分払金額	円	
今回部分払相当額	円	
今回部分払金額	円	

＊『今回部分払相当額』は下式により算出

出来形に対する部分払相当額（消費税込み） － （ 支払対象年度の前年度末までの既支払金額計 ＋ 支払対象年度の既部分払金額 ） － 支払対象年度の既前払金額 × $\frac{\text{支払対象年度以降に対する出来形請負工事金額}}{\text{支払対象年度の出来高予定額}}$

（＊上記分数の上限は1.0）

－（　　＋　　）－　　×　　

上段：千円未満　下段：千円以上

工 事 出 来 形 検 査 復 命 書

工事所属年度	年度　　（　　年度　　）
工　事　番　号	
工　　事　　名	
路　　線 河　　川　　名	
位　　置	
請　負　金　額	円
請　　負　　者	
出来形請負金額	円
契 約 年 月 日	年　　月　　日
工　　期	年　　月　　日　から
	年　　月　　日　まで
検 査 年 月 日	年　　月　　日
検査立会者氏名	
監 督 員 氏 名	
出 来 形 成 績	
特　記　事　項	

上記の工事について実地に検査を行ったところ，出来形に相違ないことを確認したので復命します。

年　　月　　日

岡山県知事　　殿

検査員　　印

印

岡　　山　　県

様式第１５号（工執第３７条関係）

部 分 払 金 請 求 書

年　　月　　日

岡山県　　殿

住　所

氏　名　　印

下記のとおり部分払金を支払ってもらいたいので、工事出来形検査済証を添えて、請求します。

請　求　額										円
請 負 金 額										円
出来高価格										円
受領済金額										円　年　月　日受領済
〃										円　年　月　日受領済
〃										円　年　月　日受領済

ただし、　　年　　月　　日契約締結による　　郡　　町　　市　　村　　地内

工事部分払金

なお、部分払金は、下記口座へ振替え願います。　　金

銀行　　本支店　普通当座　預金　　号

口座名義人　　請求人

工　期　中　間　検　査　復　命　書　（3,000万円以上）

工事所属年度	年度
工　事　番　号	
工　　事　　名	
路線 河川　　名	
位　　置	
請　負　金　額	円
請　　負　　者	
契　約　年　月　日	年　　月　　日
工　　期	年　　月　　日　から
	年　　月　　日　まで
検　査　年　月　日	年　　月　　日
検査立会者氏名	
監　督　員　氏　名	

検　査　事　項	項　　目	指　示　事　項
	施工計画書 a　工事進ちょく状況 b　監理（主任）技術者の配属状況 c　下請負の状況 d　各種承認関係書類 e　その他 現地検査	

特　記　事　項	

上記の工事について中間検査を行いましたので復命します。

年　　月　　日

岡山県知事　　殿

検査員　　印

印

岡　　山　　県

工 事 中 間 検 査 復 命 書

工事所属年度	年度
工　事　番　号	
工　　事　　名	
路　線　名 河　川　名	
位　　置	
請　負　金　額	円
請　　負　　者	
契 約 年 月 日	年　　月　　日
工　　期	年　　月　　日
	年　　月　　日
検 査 年 月 日	年　　月　　日
検査立会者氏名	
監 督 員 氏 名	
出 来 形 成 績	①　施　工　管　理 ②　現　場　管　理 ③　出来形及び品質 ④　工事進ちょく状況　　点
特　記　事　項	

上記の工事について中間検査を行いましたので復命します。

年　　月　　日

岡山県知事　　殿

検査員　　印

印

４－４　工事検査補助業務実施要領

（目　的）

第１　この要領は、工事の品質の一層の向上及び検査業務の効率化を図るため、岡山県が公益財団法人岡山県建設技術センター（以下「センター」という。）に委託して行う検査補助業務について必要な事項を定めるものとする。

（外部検査補助員）

第２　センターは、検査補助業務を行う者（以下「外部検査補助員」という。）をセンター職員のうちから選任し、岡山県土木部技術管理課へ通知するものとする。

（業務内容）

第３　外部検査補助員は、次の業務の補助を行う。

（１）備中県民局建設部（地域事務所を除く。以下同じ）及び水島港湾事務所が発注した工事の中間検査。

なお、本業務の対象となる中間検査とは、岡山県工事検査規程（昭和４１年岡山県訓令第１６号）第２条に規定する中間検査のうち、土木部参事（検査担当、備中県民局兼務）（以下「検査員」という。）が指定したものとする。

（２）上記（１）の業務を通じた工事請負者への技術的な助言。

（３）備中県民局建設部及び水島港湾事務所の職員に対する研修等。

（業務内容の報告）

第４　外部検査補助員は、実施した業務内容を書面により検査員へ報告する。

附　　則

この要領は、平成２４年４月１日以降実施する検査補助業務を対象に適用する。